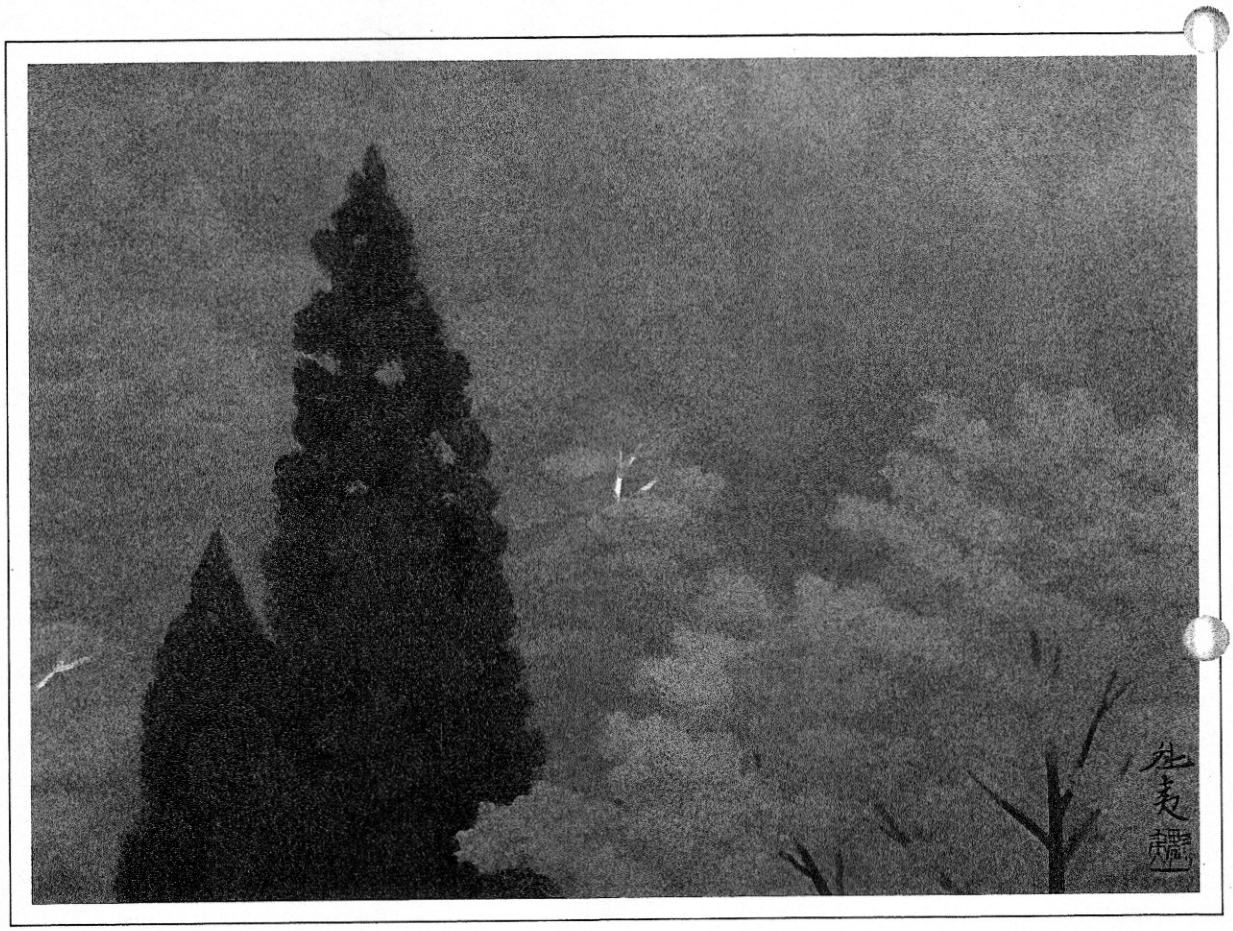
ISSN 0911-6060

国民と森林

1994年・春季
第　48　号



国民森林会議



森林管理に新しい知恵を

環境保全との調和を
北畠佳房教授に聞く

きたばたけ・よしふさ　一九四四年石川県小松市生れ。コーネル大学大学院政策計画・地域分析研究科博士課程終了。国立公害研究所総合解析部、筑波大学社会工学系助教授をへて、九二年から京都大学大学院人間・環境学研究科教授

――地球環境問題が重要になってきたいま、森林問題でのお考えを伺いたいのですが。

北畠　私は、「経済の合理性や効率性を考慮しないから、森林を荒廃させてきた」局面があると考え、五年前にもお話しました。

昭和三五年改正の国有林野経営規程では、「伐期齢は収穫量が最大の時期を基準とし経済性を考慮して決める」としている。この方法は、物量生産を優先して形質は二の次にしたわけです。工業の成長に遅れない林業、材価の高騰、外材輸入の態勢が整っていない当時の選択として分かりますが、それがどんな結果を招いたかを分析することが必要です。

最近、アマゾンの森林伐採をめぐり、「後世代の人のために伐採すべきでない」という意見がある一方、「雇用・経済成長などを考えて、自国の森林を利用する権利はある、先進国もそうしてきたではないか」と現地は反発しています。そうしたときに、日本らしい国際貢献として、技術だけでなく日本の経験をふまえた協力であることが大切です。

政策を立てる際は、政策が妥当になるような前提条件があるはずです。その前提条件が崩れれば政策の妥当性が崩れる、という主要な前提条件については、政策立案側はあらかじめ提示すべきです。そうすれば前提条件が崩れれば、政策を見直すことができます。経営規程で、物量生産優先を決定したのはそれなりの前提条件があったはずです。

また標準伐採量は、第二項の「老齢過熟林を人工林化してその成長量を担保に決定する」という趣旨の手法が、原則に代わって施業がされました。この考えでは、育成される人工林と伐採される天然林は量的には同じですが、実際の価値は違っていました。資源経済学で「投資」について、自然資産は「今日伐採しないことは明日への投資」と考えるようになってきました。伐採＝消費ですが、伐採を我慢＝明日への投資、という考えです。伐採をしない投資は後世代の効用を考えることになります。経営規程は「量的に同じ」という見方をしたために、先駆的な考え方への道を閉ざしたとも思えます。

経済性とはあくまでも人々の効用の観点からみるべきです。経営規程の「経済性」はマクロ経済の視点で、厚生経済学的な意味ではない。ある資源を特定目的に使ってしまえば、その資源がもっている他の効用は失われます。経営規程は、森林のもつ機能を木材供給という面からみた「経済性」でなかっただろうか。

ここから学ぶことは、①伐採される森林と育成される森林は、量的には同じでも価値的に違うということ、②経済性の判断は、生産者・消費者だけでなく、国外の生産者や現地住民の異なる効用をも集約し、それが最大になるようにして決めることでしょう。さらに大きく異なる効用の集計の困難を考えると、「公平性」も重要な因子です。

――これからの方向としますと。

北畠　国有林野事業のバランスシートには、物量の状況を示すものや企業会計の決算書があります。第一は、これら両者の連携を明示的に考慮した方式をつくる必要があります。

従来のGNP統計では自然資源・自然の浄化能力・原生林の価値などは計上されません。また日本のように食飼料輸入大国になると、窒素が日本に蓄積して環境汚染を引き起こしているから、そういう物質の貿易収支を考えようということがいわれています。国連統計局では、①物量的なバランスシートと貨幣的なバランスシートとの間の実りある連関、②GNP統計では人間が作り出した人為起源資産はコストや減価償却をみていますが、自然資産でも減耗にコスト負担や減価償却を考え、資産を増にする行為はプラス評価をしていこう、との考えが出ています。貿易で他国の自然資産を利用したり減価させたりした場合は、貿易した国が負担する考えです。

目　次

季刊　国民と森林

No.48　1994年春季号

■巻頭インタビュー
森林管理に新しい知恵を　北畠佳房京大大学院教授
■座談会　白神・屋久島を語る …… 4
大井道夫／内山節／杉本一
〈資料〉白神・屋久島両地区世界遺産登録推薦理由
地図
■提言案　生きている川・個性ある川をめざして…13
■熱帯林に暮らす人々　Ⅱ　増田美砂 ……18
マングローヴの炭焼きたち
■切り抜き森林・林政ジャーナル ……22
■会員のページ
〈会員の出した本〉 ……24
ドキュメント出稼／少年伐採夫の歌／水車
むらへようこそ／ヨーロッパ農業の光と陰
／福本和夫／言い残したい森の話／中山間
地域対策
〈会員の消息〉 ……26
田中茂／岡田秀二／木原啓吉／黒澤丈夫
国民森林会議第12回総会議案 ……27
通常会員名簿 ……33
会員紹介 ……34

表紙の言葉

霧の山峡　　東山魁夷
（制作1967年、31.0cm×44.0cm）

朝霧が流れる。
林の奥の夢幻の空間へと、
微妙な諧調を見せて消えてゆく樹々。
メランコリックな施律が
静かに奏でられる中に、
爽やかに浮かび上る若葉の緑。

目次題字　隅谷三喜男
カット　森前しげを

自然資産の価値をどう評価するかが学問的にも課題になっています。国連統計局では「持続可能利用」を破ったら、それを回復する費用で減価償却を考えているようです。自然資産の減価償却といっても、森林に例をとれば、奥地林では林地以外の評価はできないだろうが、都市近郊林では農地や都市的利用などによって資産価値が上がることがあるでしょう。自然資産の価値の評価、増減価を適正に経済系に内部化していく、そのための利用管理はいかにあるべきか、この三者が密接不可分に関連してきます。

第二には、バブル経済下での自然環境利用とその後から何を学ぶかです。

資産として林地をゴルフ場に売れば、その時点では利益が上がります。ところが、経済状況の変化と共に、資産価値の大きな変動が起きえます。資産価値の大きな変動は、資産所有者が「自分さえよければ」という公益的な視点を欠き、私権優先になってしまう問題を孕んでいます。林地では長期広域的な施業が求められるだけに、資産価値が大きく変動しない土地利用の形態が望ましいし、そういう視点の資源管理が必要だろうと思います。

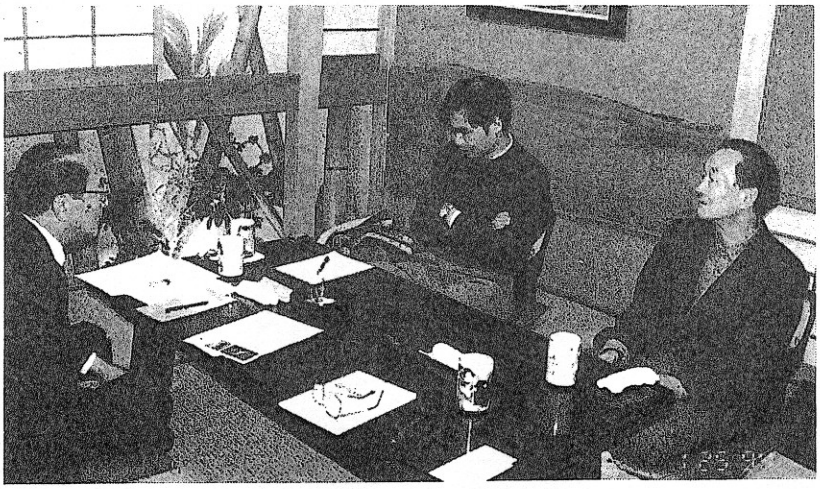
「森林は適切な施業をすることで、多様な機能をより発揮できる」という〝予定調和論〟的なことがいわれますが、森林生態系保全地区の設定でも、人為を加えないコアゾーン・緩衝的なバッファゾーンを設けることは、経済状況が変化しても総体としての資源価値の減少を最小限に止める、さらにより高い価値の森林にしていくために、土地利用規制をしていると考えることが出来ます。

林業・自然公園サイドの人は、時間・空間的な資源管理のノウハウを蓄積していると思います。それを前向きに生かして、森林の資産価値を高める、あるいは経済状況の変化があっても資産価値が大きく変動しないような枠組のもとで施業をしていくこと、そのためにノウハウを蓄積することが、今後の地球環境に貢献するわが国のために役立つでしょう。

物的な勘定体系と経済的なバランスシート、フロー勘定と面的な施業体系をリンクした資産価値の計測手法開発が必要と思います。EUでは、環境保全的な伝統農畜産に助成をしていますが、これも資産価値の変動を少なくする、また、環境の多様な利用形態維持には、応分の負担をしてもいいという国民的理解があるからではないかと思います。そういう施策を展開するためにも、そうした指標を継時的に示せる仕組みの開発が必要でしょう。

座談会　世界遺産条約の指定を受けて

白神・屋久島を語る



右から大井、内山、杉本さん

昨年、世界遺産条約による自然遺産としてわが国の白神山地と屋久島が、文化遺産には姫路城と法隆寺周辺の木造建造物がそれぞれ登録されました。自然遺産を中心にこれまでの経緯と今後についてお話いただきたいと思います。

（司会者挨拶より）

遅かった批准・指定申請

杉本一（司会）　今回、白神山地と屋久島が日本で初めて自然遺産に登録されたわけですが、日本の条約批准が遅れに遅れたという感じがします。一九七二年六月にストックホルムで国連の人間環境会議が開かれ、これを契機に国際的にも環境問題への関心が高まり、この年の一一月のユネスコ第一七回総会で、世界遺産条約が採択されて七五年一二月から発効しました。日本のこの条約批准は九二年六月でした。すでに世界では百数十か国が批准しています。大井先生、なぜ「文化国家」日本の批准が遅れたのでしょうか。

大井道夫　真相は分かりません。私は日本人のものの考え方が大きく影響していたように思っています。自然に対し「遺産」という考えを日本人は持っていないのではなかろうか。アメリカでは、国立公園などのパンフレットにも「ヘリテイジ」（遺産）という言葉がどんどんでてきますが、日本ではほとんど使っていません。日本人は現実主義で、未来を見るという、理想主義が得意でないような気がします。未来を見る理想主義なら必ず「遺産」という考えがでてきます。日本でも「遺産条約を早く批准するべきだ」という人たちはいましたが、外務省では「まだ一〇〇以上も批准しなければいけない条約があって」という言い方をしていました。その背後には日本人の物の考え方があったと推測しています。

もう一つ、文化遺産については登録も納得できるが、自然遺産に対しては、それほど差し迫って早く指定しなければならないという考えが、日本人に無かったんではないかと思います。明治四四（一九一一）年、帝国議会に「国立公園」

と「史跡天然記念物」についての指定問題が出されます。その後、史跡名勝天然記念物は大正八（一九一九）年に指定されますが、国立公園は昭和六（一九三一）年に法律ができました。この例をみても「自然」は遅れるんですね。こうした精神的基盤が、批准の遅れた原因にあるのではないかと思います。

杉本　国会論議などをみますと、外務省などは「ユネスコへの負担金」にもこだわっていたようですね。

大井　確かにありましたね。この条約で大切なのは、発展途上国に対する技術的援助と財政的援助で、批准すればこうした問題が必ずでてくる。自国だけの遺産を守っていけばいいというだけでなく、発展途上国への援助問題がでてくるので、二の足を踏む点もあったでしょう。日本の加盟と登録を加え、締約国は一三六か国、遺産数四一一で、内訳は自然遺産九〇、文化遺産三〇五、自然・文化混合遺産一六となっています。

杉本　日本が遅れて入った原因を大井先生は、日本人の自然観と関連してお話になったのですが、内山さんはどう思われていますか。



大井道夫さん
国立公園協会会長

自然と一体感の東アジア

内山節　これまでの批准した国と登録された場所をみますと、日本に限らず、東アジアは全般に批准も遅れたし登録も少ない。これは東アジア共通の意識があるような気がするんです。自然を遺産としてとらえるのは日本人は苦手なのでしょうが、それを日本人の遅れというべきか、どうか疑問です。欧米の場合は自然を伝統的に「神が作り上げた体系だった秩序」として、その秩序のうちどの部分を人間が使って、どの部分を残していくのか、線引きしやすい発想があったと思います。日本を含めて東アジアでは、そういう自然観を持っていない。むしろ人間も自然も渾然としてある種の空間で一緒に暮らしている、という自然観でしょう。このなかで生きてきた人達には、自然を線引きして保護区域・利用区域と分けることは苦手だったと言う気がします。

杉本　自然公園法もアメリカが最初ですね。手付かずの原生自然を守っていこうの発想ですが、日本の場合は手付かずの自然という意識はあまりなかった。東アジアもそうですが。自然を見る目の違いはあるのでしょうね。

大井　アメリカは、移民の国ですね。移民の国には過去がない。親より子供、子供より孫が偉いのですね。親より子供、孫と、より一層アメリカ人になっていくんですね。だから未来を見ている。理想主義のようなものがある。「孫や子孫に何かを残さねばならない」という考えが、イエロー・ストーンなどを国立公園にした一番大きな精神的な理由ではなかったのか、と思います。そういう気持ちは、ヨーロッパの自然観と結びついて遺産という考えが強くでてくるんですね。それが遺産条約でも具体化したと思いますね。

日本でも近頃自然の価値がどんどん上がっています。初めは国立公園も、「利用しようじゃないか」という考えがありましたが、だんだん「利用より守っていかなければならない」という方に移っています。

杉本　今回の指定に「日本のシンボル富士山を」という声もあったようですね。

大井　私も富士山は入れるべきだと思います。富士山は自然と文化の混合遺産ですよ。難しいのは登録する区域をどうとるかです。自衛隊の演習地などいろいろ土地利用がされていますから、どう線引きするか大きな問題ですよ。でも日本の自然と文化のシンボルとして指定すべきで、そうした声がなかったのは残念です。梅原猛さんは「京都を登録したい」といっていましたね。これも混合文化として登録したいですね。

杉本　日本では自然と言えば富士山、文化と言えば京都というのがシンボルですからね。

大井　白神山地と屋久島を下調査にきた事務局の調査員も、「なぜ富士山は入らないのか」といっていたようですが、外国人からみればそうでしょうね。日本のシンボルですから。例え



屋久島の森林

ばロシアなどは、「クレムリンと赤の広場」を登録していますよ（笑い）。

杉本　そういう意味では、日本には遺産条約に登録すればいい箇所がまだ多いですね。

登録は「事の始まり」

杉本　日本としては文化面でも国際的な役割が重要になってきていますが、遺産条約ばかりでなくラムサール条約についても批准が遅れました。しかし、この批准・登録で行政としては区切りがつき、新たなステップに入ったとみていいのでしょうか。

大井　そうです。「登録されたら事が終った」という考えがあってはいけない。国立公園でも指定されれば祝賀会をして終りという感覚があるが、それではいけない。遺産条約の条文を読みますと、登録後やらなければならないことが書いてあります。それを着実に実行しなければなりません。例えば「機関をおいて厳重に管理」とありますが、そのためには予算的な措置、人員の配置が必要です。屋久島のフォーラム（1月17日、『世界遺産屋久島の自然と人間との共生を考える／屋久島フォーラム94ＩＮ　ＴＯＫＹＯ）で、パネリストのＣ・Ｗ・ニコルさんが「レンジャーが少ない」といっていましたが、そういう対策を含めて政府がやれるかどうか。

杉本　私もあのフォーラムは聞きました。鹿児島県・屋久島両町・屋久島環境文化財団・総合開発研究機構が主催して、会場に入りきれないほど大勢の人で、盛会に驚きました。大井先生もパネリストのお一人で、ニコルさんは「屋久島にレンジャーが一人、冗談じゃないよ」といっていました（笑い）。記念講演にこられたユネスコ世界遺産センター長のベルント・フォン・ドロステさんは「やっと日本が条約を批准してくれて嬉しい。同時に不思議なくらい遅くびっくりすることである」とまず述べ、「人間との共生の歴史をもっている屋久島が指定されたことは嬉しいことだ。屋久島は世界の三大森林に入るだろう。しかも人間との長い歴史を持っているのが特徴だ」と触れて、注文として「①教育訓練の場を屋久島に設けて欲しい、②生態系博物館（エコ・ミュウジアム）のようなものを作ってほしい、③この運動は各省庁間、民間が協調・調整してやってほしい、縦割り縄張りでなく総合的な統合された事務局を設けてほしい」といっていました。

屋久島は確かに魅力ある島で、私も一度いってから魅せられるように何回も行きましたが、ドロステ事務局長の提案を含めて、内山さんから印象などを。

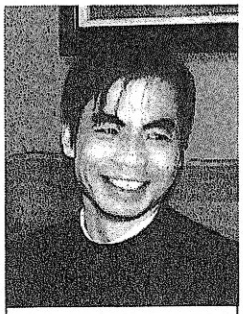
島全体を考えて

内山　屋久島は一度だけで、よくは知りませんが、日本独自の自然遺産の保護の仕方を屋久島だけでなく白神山地も含めて同じことが言えるのではないかという気がするのです。批准が遅れたのは政府の責任かも知れませんが、日本人がそうしたものに馴染めないという面があった。それに馴染んでいくためには、日本らしい遺産の保護の仕方をつくらないと、外国から言われたから線を引いて、後は何もしないとなってしまいそうな気がするんです。〝日本らしい〟というのは、自然を利用しかつそこに暮らし、その全体のなかに自然があるというのが日本の自然観だと思う。屋久島の森を守る場合、むしろ屋久島全体をどう考えていくのか、を考えないと日本らしい保護にならないような気が

します。

屋久島へ初めて行ったときは船で行きましたが、南の海があってそこにトンガリ帽子のような山がいくつもある。屋久島の印象は、縄文杉だけでも森だけでもない。たしかに森としては素晴らしいものが残っていますが、森と川を長い歴史のなかで人間が共存しながら守ってきたその素晴らしさを、どうやって今後維持していくのかということではないかと思うのです。屋久島は島全体が魅力のある所で、森だけでなく海も川も里も魅力的でした。

杉本　たしかにその通りです。屋久島というと島のシンボル縄文杉が強調され、島全体の素晴らしい雰囲気、植生でも亜熱帯から亜寒帯までの垂直分布が見られることが忘れられては困ります。よくこんな島が残っていたという驚異的な感じすら抱くのですが、大井先生は何回も行っておられて屋久島の特徴をどうお感じですか。



内山節さん

哲学者

島の生活の追体験を

大井　内山先生が言われたが、登録された区域だけの問題ではなく、屋久島には純朴な島民の生活があります。あそこでは墓地へいくと四季花が絶えない。エコツーリズムと言う言葉がありますが、私は「地元の人達の追体験をする」ことと思っています。島の人達は決して屋久島の山を汚しはしなかった。だからこれから外から島へいく人達もそんな心を持たないといけないのでないでしょうか。

杉本さんがいわれたように縄文杉だけを相手にするのではなく、あそこにはヤクスギ・モミ・ツガ・ヒメシャラ・ヤマグルマなどの巨樹林がある。日本で、あれだけの巨樹が森林をつくっている所は無いように思います。また、野生動物では、一時はヤクシカ二万、ヤクザル二万、人間二万といわれたほどです。日本の国立公園の中でワイルド・ライフに接しられるのはあそこだけではないでしょうか。奥岳のヤクササの所はシカと必ず会える所です。ほかの国立公園ではそんなに野生動物に出会いませんね。

杉本　先のシンポジウムで上屋久町・屋久町の町長さんが口を揃えて「遺産条約に指定されたことを率直に喜びたい。地域振興のためには人にも来て欲しいが、その一方でこれから増える観光客にどう対応していくかと考えると頭が痛い」と言っていましたが、白神山地にも共通するポイントでしょうね。とくに屋久島は、どこにでも入れます。すでに縄文杉が、年間二万人の観光客の足で根元の土が踏み固められ、樹勢が弱っていると言われています。小さな島へ人が押し掛けて、俗な観光地になっても困るわけです。内山さん、その辺りはどうですか。

内山　大井先生の「『島の暮らしを追体験していく』ことがエコツーリズムの原則」と言う言葉が、すべてを語っているように思います。屋久島に入って泊まり、次の日、縄文杉や屋久島ランドを見て帰ってくる――。それでも島には多少の観光収入はあるのかも知れないが、自然から見るとありがたい観光客ではない。この観光パターンで抜けているのは島の暮らしだと思います。屋久島に行ったとき気に入ったのは、島のなかに幾つもの温泉の共同浴場があって、島の人が昼間から入っている。やはり屋久島の暮らしの中に、どれだけ溶け込めることを町が考えることができるか、ということだろうと思うんです。

僕は正直いって宮崎県以南の魚はだめだ――。という偏見を持っていたけれど、屋久島でアサヒガニとか島の料理を食べてみて、南の魚は生臭いという偏見の誤りに気付きました。しょせん旅行者だからすべてを追体験はできないけれど、できるだけ島の持っているある意味での豊かさ、それは自然、山だけでなく海や暮らしを含めて体験したい気持ちになっていきます。これからの観光という考えですが、初めは京都に行った奈良に行った、次にはあの山この山にも登ったとなり、それを卒業すると地域の風土性とか暮らしとかに触れてみたくなり、暮らしが観光の資源になっていくように変わってくる。町などがそうしたことをうまくリードしていくことが必要になってくるのではないのですか。

靴で行ける場所を規制

杉本　アサヒガニもそうだが、屋久島はゴマサバの刺身が美味しい。最近はあまり捕れなくなったようですが。屋久島は珊瑚礁もあって海もきれいです。海亀の産卵地としても有名です。産卵の現場を見ることは感激的ですが、余り人が押し掛けていくのもどんなものかと思われます。一方、島の良さに目を付けた大きなデベロッパー資本が土地を蚕食しているということも聞きますが、島の良さを保ちながら、島の人も旅行者も喜び、かつ生態系が保たれることが必要ですね。ドロステ事務局長の提案もふくめて、大井先生はあの島の今後をどうすればとお考えですか。

大井　屋久島は五万haの円形の島ですが、同心円的計画をたててはと思っています。靴によって人間の行動は規定・制約されます。奥岳に行くには地下足袋だろうと思います。マナスルシューズを履く人、短靴を履く人と、靴で同心円的ゾーンを設け、「短靴の人はここしか入ってはいけない」というような規制ができれば、面白いと思いますね。短靴の人は自動車の行く所まで、エコミュージアムまでいいというようにしてはと思います。それに巨樹、縄文杉・大王杉などは囲いをするべきでしょうね。アメリカのヨセミテやセコイヤの巨樹には囲いをして、根が踏み固められないようになっています。屋久島は心配ですね。

杉本　縄文杉に行くには荒川ダムから往復八～一〇時間歩くのですから、観光客というより自然が好きだという人だと思います。そうした人でも私がギョッとしたのは、あるグループを連れて行ったときですが、その一人が嬉しそうに「縄文杉の皮をちょっぴりだけどもらってきたんです」と財布を開けて見せた。悪意はないが、二万人がそういうことをしたら、幹が素っ裸になってしまう。観光客のもっている無邪気なこわさもありますね。

大井　田中澄江さんが、山から帰ってそのままの姿で街を歩いていたら、知人に会ったそうです。知人は「山でなにをとって来ましたか」と聞いたと憤慨していました。日本人にはこういう感覚があるんですね。

心配な開発

杉本　本当ですね。ヤクザルも観光客が増えて屋久杉ランド近くでは、餌づけもされてサルが道路まで出てくるようになったんですが、これも問題ですね。

大井　その通りですね。エソロジスト（動物行動学者）の調査によって、どういうふうに人間生活と共存できるか、それを考えるべきで、人間のなかに入りこんではだめです。野生は野生のままに、人間は人間のシェアーで。言葉では簡単ですが難しいことですけれど。

杉本　屋久島が観光客から守られてきた一つは、道路が南西の方には無くて車で一周できなかったことに負う面もあるように思います。最近一周道路はできましたが、まだ大型バスは通れません。今度登録された箇所は、栗生から瀬切川までは海岸も含まれています。この辺も道路が良くなったら大変なことになるのでは、と心配していますが。

大井　かつて上屋久町で、もっと縄文杉に行きやすいようにとロープウェイ計画を作ったことがありました。得てして観光客が増えるとこうしたことがでてきますが、厳に慎むべきことです。

杉本　〝コバルト色の海に浮かぶ緑の宝石〟といわれる屋久島を、多くの人に親しんで欲しいのですが、長い歴史のなかで屋久島の人が自然と共存して守ってきた島ですから、遺産条約に登録されたことが逆効果にならないようにしてもらいたいものです。

専門的な魅力白神山地

杉本　この辺で白神山地に話題を移したいと思います。白神山地は、屋久島と違った自然条件ですが、白神山地に魅力を感じておられる、内山さんからまず話していただけませんか。

内山　白神山地もブナ林だけが大変有名になったけれど、たしかに素晴らしいブナ林ですが、その周辺のいろんな木が混生している森、これを含めて白神山地の森だと思います。奥にブナの純林があって、その下にミズナラとかヒメコマツなどが生えて、混ざり合って里へ下りてく

る。下りきった裾の方に青森の水田とかリンゴ畑が広がる農村景観がある。この農村景観まで含めて白神山地の魅力になっている。たしかに素晴らしいブナ林があるのですが、何か研究テーマが無い限り、行っても「ここが有名なブナ林か」で終りになる。日本的遺産の保護からいえば、周辺の農山村の景観づくり、保護の仕方をひっくるめて、奥の森をどう守るかと考えていかないといけないように思います。

先程の話しですが、日本人が自然に良からぬことをするのは、自然の一歩手前にある観光施設にも原因がある。単に商売だけしか感じられない観光施設が回りに広がっているような気がします。まず観光地に行き、ホテルか旅館に泊まりますが、その周辺から〝自然を守るエリアが広がっている〟ということを日本の観光地は感じさせてくれない。だから旅館も、お客からお金を取るだけを考える旅館であってみたり、地域の風土とあまり関係のない料理がでたりして、料金も高い。そこで、観光客が観光が観光産業である――というイメージを作ってしまう。だからそこから自然に足を伸ばした時も、その延長で入ってしまうような気がします。白神山地は周辺が観光開発されていませんが、そういう方向に向かわない人の呼び方、滞在の仕方を一緒に考えないといけないと感じます。



杉本一さん
森とむらの会
専務理事

利用を考えないのが白神山地

杉本　意外なほど白神山地を知らない人が多いですね。屋久島は山の外にもきれいな海があり、美味しい魚、温泉、亜熱帯のフルーツがあるという観光資源に恵まれていますが、白神山地は、山好きは別として知られていない。地域の歴史・風土に親しむのでなくて、単に「ブナ林があるのだから見に行こう」と準備もなしで行く人にとっては、魅力のある所ではないように思いますね。白神山地は指定が、森林生態系保護地域保存地区が一万一三九ha、このほかに保全利用地区六八三二haですが、保存地区は学術研究以外には入れません。大井先生、白神山地指定のもつ意味合い、今後の在り方をどう位置付けたらいいのでしょうか。

大井　屋久島と白神山地はかなり違います。屋久島は国立公園ですが、白神山地は生態系保護地域で、自然環境保全地域です。利用を本来考えない地域なんです。誤解されては困りますが、屋久島には〝大衆的魅力〟があります。白神山地は〝専門家の魅力〟で大衆的ではありません。しかし、白神山地は世界でも有数のブナ林ですが、それだけでなく〝またぎ〟の生活など民俗学的な深い人間との関わりがあります。それは一般大衆に興味あるものではありませんが、学術的に研究を今後ともやっていかなければならない所でしょうね。屋久島はどんどん観光開発しろという意味ではありませんが、ここ白神は、観光的にやらない方がいいでしょうね。

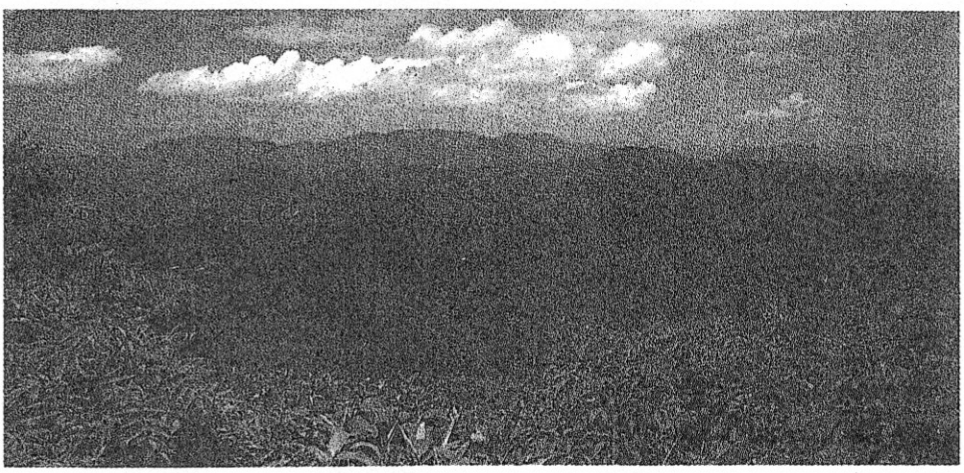
杉本　遺産条約に同時登録されても条件は違いますね。東アジア最大のブナ林といわれる白神山地ですが、青秋林道の開発で揺れた時から考えれば、国民的にもここを残そうという気持ちがでてきたことは確かです。遺産条約への登録で、学術参考林とか生態系とか、一層専門的関心をもって大事にしていかなくてはなりませんね。

大井　東北特有の文化があると思います。それはそう大衆的な魅力ではないが、専門的な深さがあるのではないか、と思いますね。

杉本　屋久島も白神山地も、地元が積極的に登録に「前向き」と推薦文書にありますが、どう受け止めたらいいのでしょうか。白神山地の場合は、かつて青秋林道をめぐって開発・保全で青森と秋田が対立しましたが。今回は、森林生態系保護地域保存地区では一切の人手を加えない、保全利用地区では被害木の整理ていどしか手をいれない――という国有林の施業方向を認めて指定申請したということですが。

試される行政の協調

大井　保全利用地区はバッファー・ゾーンで、外の開発の影響をコア部分に及ぼさないために



白神山地の遠望（江川正幸撮す「Mt. SHIRAKAMI in PEACE」より）

設置されたものですね。

杉本　その設定は林野庁の自主的なもので、林野庁の検討会でも自然保護協会の沼田真会長が、バッファー・ゾーンが狭すぎるということを言っておられましたが。外国の指定の例をみますと何一〇万haと桁が違いますよね。外国は面積は広いですね。

大井　自然を守っていく行政機関と、開発する行政機関とが違い、土地は守っていく機関がもっていない。国有林の例をとれば、守るべき土地は森林施業をする林野庁が管理しているから、難しいものがあります。ドロステセンター長が「役所同士緊密な連携をとって」というのも、その辺りのことをいっていると思いますよ。かつては、環境庁の前身の厚生省と農林省は喧嘩したものですが、いまはお互い手をとりあってやっています。屋久島では地元が一つになって、屋久島環境文化財団を作っていろいろ考えていますが、白神でも、地元の組織ができるといいのではないかと思いますね。それから、地元に研究機関をつくることが必要でしょうね。これは国が予算も人も張り付けて……。研究のテーマはあります。屋久島では縄文杉より古いものがあるのではということを言う人もいます。縄文杉の実際の年齢や合体木かどうかの真相も極めたいですからね。

杉本　牧良平弁護士（屋久島を守る会会長）からの年賀状では、「縄文杉に匹敵する古い杉が二本ぐらいある。昨年は探せなかったが今年は探す」とありました。その屋久島の屋久町と上屋久町は共同で、平成五年に「屋久島憲章」を作り、自然を大事に守っていこうという宣言をしました。白神山地の場合は青秋林道でも対立があったが、県が跨っていて、秋田県と青森県では白神を見る目が異なるようにも思いますが。

姿勢問われる国有林

内山　白神山地と地元の間には、国有林の問題が根底にある。秋田側は比較的上まで民有林が上がっていますが、青森側は田の側まで国有林で、地元からみれば、森林開発は国有林振興で地元とは関係ない、という気持ちが明治以来東北の底流に流れていたと思います。地元で国有林で働いている人もいますが、森を見る目が〝取られた森〟というものがあるようです。青秋林道のときも、青森側では「それは国有林のことで、村の話しではない」という気持ちがあった。今度の指定で、地元から見ると〝利用できない森〟が広がっていくのですが、国有林に対する屈折した感情があって、「よし」としているのではないでしょうか。

杉本　ここ独特のブナ林から生まれた〝ブナ林文化〟〝またぎ〟などを伝承する人が過疎の進行で居なくなってしまうのでないか、と心配するのですが。それも密かに伝承するのでなく、いろんな人に知ってもらっていくことが必要だと思うのですが、これは難しいことですね。

内山　林野庁の森林生態系保護地区指定にも、そういう配慮がされていない問題があるように思う。あくまでも森林生態系の保護で、森林生態系に合った暮らしの文化の保護は、視野に入っていない。森林生態系保護区域を設定したとき

に「村人をふくめて一切立ち入り禁止」が原則になったが、僕には納得がいかない。白神山地は、道がなくブナ林は迷い易い。そこを歩ける人は〝またぎ〟とか、地元で山を良く知った山菜取りぐらいです。だから自然がいままで保護された面もあるかも知れませんが、「一切の立ち入り禁止」では、〝またぎ〟の文化の継承も困難になるし、山菜取りも、ここでは山奥から何時間も背負ってこれる量しかとれないのですが、その山菜を加工する文化も継承されないことになります。これからブナ林を守っていくことになったとき、ブナ林の下の混交林、さらに下がると農山村の暮らしと文化がありますが、それをどう守るかという、自然の保護と同時に、地域の暮らし文化の保護を両輪にして、予算的な面を含めてやっていかないと、森は残ったけど周辺はさびれたとか、逆にギラギラした観光地になってしまうのではないでしょうか。

地域に暮らし博物館を

杉本　全くそうですね。白神にもそうした文化をふくめた博物館が欲しいですね。

内山　弘前大学で研究していますが、われわれにも分かるような形で提示する場があってもいいと思いますね。素人がちょっと垣間見る場があるといいと思います。

ヨーロッパによくいきますが、山村にいったついでにそこで釣りがしたくなって入魚券を買うため、観光組合の事務所のような所を訪ねます。日本だと観光組合は、旅館かホテルの斡旋しかしてくれませんが、ヨーロッパでは廃線になった駅舎など利用して、簡単に地元の自然や暮らしが分かる展示をやっている。人も二人ぐらいおいて、かなりの質問にも答えられるようなしっかりした人がいます。展示してあるものは地域でバラバラで、昔の熊撃ちの名人の写真があったり、熊の捕獲数の変遷が掲示してあったり、熊の今の状況が分かるようになっています。そこへ行けば地元の暮らしも自然も大雑把には分かるし、ホテルの斡旋、釣りの許可証の発行もしてくれる。地域に行けばまずそこにいって、必要なものを買い、地域の大体の状況をつかんで、そこへしばらく滞在することになります。大きな博物館だけではなくて、小さな「暮らしと自然の館」のようなものがあって旅行者は必ずそこに立ち寄って行動する習慣になるようなものが欲しいのですね。そうしないと地域の文化は「博物館」の文化になってしまって、暮らしの文化にならなくなってしまう。

杉本　その点感心したのは山形県金山町の精農家・栗田和則さんが、わらじ作りだとか藍染め、木工という生活のなかのものを伝承して、経験させてくれていることは貴重だね。白神山地では、そうしたことが必要ですね。

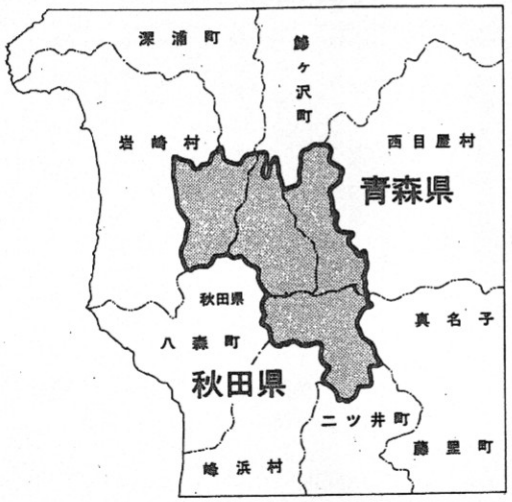
伝承技術の公開・体験も

内山　白神山地の特徴は、〝またぎ〟もありますが、草木の利用技術の幅広さでしょうね。村人が日常的に利用してきた食料・衣料・薬草・建築材・道具材などの草木類は百何十種類あって、それぞれ加工技術がある。そういうものを見せてくれたり、一部だけれど体験できたりする態勢も組んであると言いですね。

大井　少し暴論かも知れませんが、レンジャーなりナチュラリストを地元の人にしてもらったらどうですか。国で試験をして採用するようなことを止めて、自然を熟知している〝またぎ〟の人達にやってもらうと面白い。国だと定員だとかうるさいことがありますが、新しい組織ができると助かりますね。

杉本　白神山地はブナ林文化、屋久島は照葉樹文化で対照的です。が、両方とも自然遺産といいますが、それぞれの文化と複合した遺産ともいえます。最近では若い女性が、京都・奈良・高山など古き日本を訪ねることが人気ですが、もう少し地に付いた鄙びた文化にも国民の関心が向くと、遺産条約への登録もより深くなって単なる自然だけでないことが、お二人から強調されたようです。ではこの辺で。長い間ありがとうございました。

白神山地地域
（自然環境保全地域）



① 所在地域
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町，同県同郡深浦町，同県同郡岩崎村，同県中津軽郡西目屋村，秋田県山本郡藤里町

② 推薦理由
推薦地域は，人為の影響をほとんど受けていない源流域が集中し，森林の伐採や歩道を含めた人工構築物の設置もほとんど見られないすぐれて原生的なブナ天然林が大面積にわたってほぼ純林として分布している，日本国内はもとより世界的にも希な地域である。

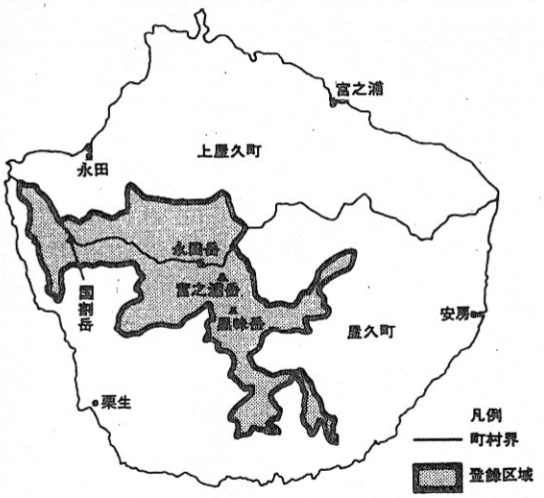
また，当地域のブナ林内には多種多様な植物群落が共存し，かつブナ林を背景とした豊富な動物群が生息するなど，わが国の固有種であるブナを主とする森林の博物館的態様を呈している残された最期の森林とされ，東アジア最大のブナ原生林といわれている。（以下省略）

③ 推薦区域
当該地域の主たる保全対象が将来に亘って保護が図られることが確実な自然環境保全地域の特別地区を推薦することとする。

なお，推薦区域は林野庁が森林生態系保護地区の保存地区（コアエリア）を推薦していることから，合わせて図のようになる。

④ 面積　16,971ha
うち森林生態系保護地域保存地区　10,139ha
〃　保全利用地域　6,832ha

屋久島地域
（原生自然環境保全地域及び国立公園）



① 所在地域
鹿児島県熊毛郡上屋久町及び屋久町

② 推薦理由
屋久島は中心部に九州の最高峰宮之浦岳（1935m）をはじめとする高峰が聳える山岳島であり，かつ年間4,000㎜～10,000㎜もの多雨に恵まれていること等から，樹齢数千年のヤクスギをはじめとして極めて特殊な森林植生を有している。

海岸付近のガジュマル，アコウ等の亜熱帯植物から，タブ，シイ，カシ等の暖帯，モミ，ヤマグルマ等の温帯，更にヤクザサ，シャクナゲ等の亜高山帯に及ぶ植生の垂直分布が顕著にみられ，また多くの固有植物，北限・南限植物が自生していること等特異な生態系を構成している。

特に本地域の傑出した自然の特徴として樹齢数千年に及ぶとされる直径3～5mにも達するヤクスギがあげられ，老齢の巨樹林は生態的にも，かつ形態的にも世界的に貴重な天然林と考えられる。（以下省略）

③ 推薦区域
当該地域の主たる保全対象が将来に亘って保護が図られることが確実な原生自然環境保全地域及び国立公園の特別保護地区等を選定する。

なお，推薦区域は林野庁が森林生態系保護地区の保存地区（コアエリア）を推薦していることから，合わせて図のようになる。

また，文化庁が推薦する特別天然記念物の区域は国立公園特別保護地区内に含まれる。

④ 面積　10,747ha
うち森林生態系保護地域保存地区　9,600ha
〃　保全利用地区　659ha
民有林（国立公園第1種特別地域）　488ha

生きている川・個性のある川をめざして（提言案）

――景観と生態系から

国民森林会議

《目次》

◇はじめに
第一章　河川の表情
　1　用水路と川と
　2　環境の創造
第二章　都市の川
第三章　浄化の知恵
第四章　自然河川に学ぶ
第五章　地域の顔づくり
第六章　河川と地方の時代
◇終わりに

◇はじめに

混乱、貧困、空腹の時代だった敗戦からまもなく半世紀になる。戦後の十数年間、悲惨な大水害の時代を体験した。戦争中に山々を荒廃させたことも大きな原因の一つである。その後、われわれは高度経済成長を経て、奇跡といわれた復興を成し遂げた。モノは確かに豊かになった。だが一方で、モノを追い求めている間に豊かな自然を忘れ去っていた。あるいは、豊かな自然がやせ細り、汚されていく現状に気づいても、気づかぬふりをしていたともいえる。

わが国も、世界の経済大国といわれるようになった。もう、われわれは、自分たちに相応しい自然を求めていい時期ではないか。われわれに相応しい山河の姿を目指すべきではないか。生活の豊かさを実感できる自然を築き直すべきときがきている。

わが国では工業化が進み、人口の七割が都市に住むという。都市化の時代である。多くの人びとにとって、最も身近な自然は、河川である。だが、都市住民が、生きた川の姿を見るチャンスは年に何度あるだろう。多くの魚影が走り、底の小石が透き通って一つひとつ見え、流れに光がきらめくような川を見るチャンスが――。

自然の川には瀬があり、淵がある。多くの川で澄んだ水が流れている。場所によっては濁った水が走る。自然の土砂などによって濁った流れはまた、多様な魚の生息環境になっている。これも自然河川の一つの形である。日本は、世界でも例外的に清流の多い国といわれる。

現在、こうした生きた川に親しみ、その自然に心身をいやす直接体験は、得ようとしてもなかなか得られなくなった。

かつて身近に清冽（せいれつ）な流れを知る人たちは、思い出の中で、過去の体験を語る。だがいま、そうした懐かしい記憶すら人びとの中から消えていこうとしている。

川の背後に山がある。山が立派に整備されていれば、川は濁らないという。健康な川が人びとに身近になったとき、人びとの目はおのずと背後の山へ、水源の森へと注がれることになるだろう。自然は一体だからである。人びとの自然への意識も成熟していくはずである。川の問題は、川だけではない。

人びとは、川に何を求めたか、何を期待したか、川にどう手を加えたか。その結果が、河川の現在の姿をつくってきたといえる。戦後の河川景観の貧しさは、河川という一つの自然とわれわれとの付き合い方の未熟さ、われわれの心のありようをも現わしている。

第一章　河川の表情

1　用水路と自然の川と

河川はいくつもの顔をもっている。あるとき

は生産の場であり、農業用や飲料の水が流れるところである。レクリエーションの場でもあり、子どもたちにとって情操教育の舞台でもある。自然の恵みの場であり、さらには恐ろしい災害の元凶ともなる。またその全てでもある。

かってのわれわれの河川との取り組みは、水害を防ぐことに主力が置かれた。次いで、水をいかに利用するかを問題とした。テーマは、治水と利水であった。

その恩恵をいま、われわれが受けていることも間違いない。だが、余りにも洪水対策の効率と水資源開発の経済効果を求めるあまり、国内の大河川は巨大な人工的河川となった。農業用水路もまた、水を運ぶ効率をのみ求めたため、コンクリートで固められた人工水路と化してしまった。それを証明するのは、河川や水辺から生き物の姿がめっきり減ってしまったという事実である。多くのダム湖では水質が悪化し、なかにはほとんど水の流れない魚道がある。また水辺の植物も魚も生きていけない三面張りのコンクリート護岸が、全国的にみられるようになった。

いま、われわれは、河川を単に利用しつくすべき対象としてでなく、一つの環境材という立場に重きを置いて捕らえ直す必要がある。川を川として見なおす素朴な視点に立つときがきている。できうる限り人工的用水路に自然性を与え、人びとが親しみをもてる川の表情を取り戻したいと思う。

2　環境の創造

昭和の河川史に大きな足跡を残した故・安芸皎一東大教授がかつて、河川技術についてこういっている。「技術とは、人間の意欲するところに、その生活環境を導くところの過程であり、より高度の文化的生活を享受し得る環境の創造への過程であるともいえる」「私は水を研究していて、われわれは何のために水に手を加えるのかということを意識して、将来、どういうようなパターンの暮らしをしていくから水にこういうように手を加える……というふうに考えざるを得なくなってきたのではないか」（「川の昭和史 ―― 安芸皎一著作選」東京大学出版会から）。

いまわれわれが考えなければならないのは、川を流れる水のことだけではない。水中の魚や昆虫、生物、底の土砂や石、岩、水を守る岸辺の護岸、その周辺の樹木や草、野鳥など、水を取り囲むすべてである。

また同教授は説く。「水資源利用のあり方は、生活水準の上昇とともにそれに対する要請が常に変わってくるわけだから、これに対して応えられるような処置が、資源利用の上に成り立っていかなければならないと考える」。さらにいう。「今日、応急的に採る処置であっても、これは長期的な方策の一部でなくてはならない」（同書より）。

もうわれわれも、多面的な河川の機能を再確認し、将来の環境資産となるように河川の姿、河川の設計や護岸のあり方を考えるべきときではないかと思う。

そのためには、一筋の水の流れとして河川を考え、それに技術的に対処するだけでは十分ではない。流域全体の中での河川の姿、地域環境の大きな構成要素としての河川、全体の景観に調和する河川をデッサンする必要がある。美の感覚 ―― 余りにも人工的に過ぎないような ―― の導入である。農山村には農山村に相応しい、都市部には都市に相応しい河川景観があるはずである。河川に対する多面的で、柔軟な思考がいま、求められる。

第二章　都市の川

現代は、加害者と被害者が同一化した時代だという。このことは、都市河川を例にとってもよく分かる。家庭から出る大量の雑廃水が、都市河川を汚染し、人びとは、その汚臭と汚濁から顔をそむける。加害者が、同じ被害者である。水の汚染が、さらに人びとを川から遠ざけた。人びとが川から遠ざかることにより、川への無関心が増幅された。

「この奇妙な河、あらゆる垢（あか）の排出口、あちこちに緑がかった逆流が泡立ち、濁った唾（つば）が点在し、下水の上にごぼごぼ音を立てて、そしてすすり泣きながら壁の穴の中に消えて行く、ストレートと鉛の色をした汚水溜。ところどころ、水は身体が利かなくなりレプラで蝕ばまれているように見え、停滞するが、つづいて流れる煤を動かし、泥で緩やかになった歩みを再びはじめる」（ガシュトン・バシュ

ラール著、小浜俊郎他訳「水と夢」＝国文社から）

閉鎖性の強い内海や湾では、河川が汚染物質を運び込む主役である。汚染指標の一つ、ＣＯＤ（化学的酸素要求量）の数字から、内海や湾での汚染源をみると、伊勢湾と瀬戸内海で生活廃水が約半分を占め、残りが産業廃水その他である。過密な人口を抱える東京湾では三分の二が生活廃水、三分の一が産業廃水その他となっている（平成四年度の環境白書から）

東京湾は、われわれの出す廃棄物の引き受け場である。しかし、そこに流れ込む家庭廃水や産業廃水はあまりにも多すぎる。その上、他方では浅瀬や干潟が埋め立てられ、河川の葦原（あしはら）が姿を消すなど、自然界の自浄作用を損なう開発が進められてきた。東京湾の水質浄化機能は、もうなくなってしまったといっていい。

工場の廃水規制などで、都市河川の状況は以前より少しは改善されたといわれる。だが、河川本来の姿からはほど遠い。

そんな河川でいま、なにが起こっているか。上流の自治体が、川で上水用の水を取水し、浄水場で処理して使用する。使用済みの廃水は、下水道で集めて下水処理場で処理し、同じ川のやや下流に放水する。次には、その下流の自治体が、下水処理場の下流で再びその水を取水して利用し、また流す。利根川では、上流から河口までに約二十回もこれが繰り返される。最下流では、人間の腹を何度も通った原水が、飲料用に取水されることになるわけだ。放水口から次の取水口まで五百メートルも離れていない場合もある。淀川水系では、取水、放水の繰り返しが約十回も行われている。

第三章　浄化の知恵

われわれは、できるだけ早く河川を浄化しなければならない。一つの先駆的な例として、福岡市の近くにある福岡県久山町をあげたい。この町ではまだ下水道が整備されていない。だが、各家庭の浄化槽内の三次処理槽に木炭を投入して、町全体としてＢＯＤ（生物学的酸素要求量）を一〇ＰＰＭ以下に下げ、域内の中小河川に放流している。町が、木炭の汚水浄化機能に着目し、この方式を取り入れて以来、既に二十年経過したが、最初に入れた木炭の浄化機能はまだ衰えていない。町の公共施設の浄化槽から出る水は、ＢＯＤ一―三ＰＰＭで、驚くほどきれいである。

これは関係者の間ではよく知られた事実である。こうした各地の実績を積極的に取り入れて、河川の放流水を浄化することが推進されるべきであろう。一定時間、浄化槽内にとどまる廃水に対して、木炭の浄化効果は極めて高い。家庭廃水が下水道や川に流す前に、浄化する方策を考えることがもっと着目されていいと、われわれは考える。

新しく下水道が建設される場合、その地域では、各家庭の既設の浄化槽は壊されてしまう。潰される浄化槽の数は膨大である。だが、これらの浄化槽はそのまま生かして利用したい。各家庭はここで一旦、処理した雑廃水を下水道に流す。公共の下水道処理施設で集中的に処理する前に、各家庭で事前に処置して、汚水の負荷をなるべく減らすのである。下水道料金をどうするかの問題もあるが、われわれは、下水道の集中処理に分散処理方式を組み組むことも考えたい。

一方、浄化に有効な多孔質の木炭を作るのは、山で焼く伝統的な炭焼きの技術が、最も得意とする分野である。木炭を利用した廃水浄化作戦の全国的な展開は、山村を活気づけることにもなる。また、山村自体、住民の便所などの水洗化、各種レジャー施設の進出が進んでおり、水源地帯の廃水も問題となりつつある。これらに対しても、木炭による廃水浄化が図られることが必要であろう。

ここでは、木という自然の素材を使っていることに意味がある。木炭自体は、生産量などの点からも限界があるであろう。どの地域にもこの方法を適用すべきだというわけではない。だが、各河川、各地域の特性に応じて、河川浄化の可能性をさらに探る努力が必要である。現実的には、他の技術との組み合わせも工夫されるべきであろう。

第四章　自然河川に学ぶ

かつても、またいまもまだ、コンクリートの三面張り護岸が、自然保護論者などの間で大きな問題とされている。「生態系が循環していな

いと川ではない」「三面張りは水中と土中の交流を断つ。夏はコンクリートの表面温度は六〇度にもなって植物は生えず、生物の循環はない」「二十―三十年前の川は土手があり、柳があったり、草が生え、川の岸は土、護岸も石で積まれ、複雑だった。石積みなら生物も住み、水も浄化される」と生態学者は指摘する。

最近、「親水護岸」が各地で施行されるようになった。流れの中に自然石を置いたり、水辺に向かう堤防の内部を緩やかな傾斜にして、人びとが水に近づきやすいようにした工夫したものである。そういう考え方、そういう傾向自体は歓迎したい。しかし、親水護岸本来の目的が、どこでも、十分に発揮されているとは思われない。折角親水護岸をつくっても、そこの流れが以前の自然の流れと違ったために、蛍の幼虫が棲み付けなかったり、護岸の石と石との間にコンクリートが詰められて、生物にとって欠かせない生活空間が失われたりというケースが見られる。

いま多自然型河川工法があちこちで行われるようになった。

人工護岸は、できるだけ自然に戻すことが望ましい。自然河川の大きな要素である河畔林も、魚にとっては意味がある。それは、水温の上昇を防ぎ、魚に必要な日陰を作る。食物連鎖の上からも重要な働きをする。川の蛇行は、瀬と淵を交互に作り出し、魚のために、産卵の場所を提供する。これまで、全国的に、河川の直線化が進められてきた。より効率的に、あふれる水を吐き出させるためだ。この勢いでいくと、自然のままに蛇行している川、その地域にとって本来の姿をした川は、近い将来、消滅してしまう恐れがある。スイスやドイツなどでは近年、かつて人工的に直線化した河川を再び蛇行させている例が多い。

われわれは近年、全国どこへ行っても、河口部などの海岸でテトラポットを見ることが多い。それは、海岸を波の侵食から守ためである。海岸侵食は、水源地帯から河口にかけての河川の土砂の供給と、波による土砂損失のバランスが崩れたことが大きい。海岸を考えない砂防ダムの建設がいまも続けられている。一方、特に中部地方、なかでも天竜水系の上・中流ダムでは計画堆砂量を超えた土砂の堆積に悩まされている。ダム湖の堆砂、河床からの砂利採取などが原因となって、河口周辺や海岸線の激しい後退が見られる。

一方、臨海部では工業、観光、交通施設の拡張に伴って埋め立てが進行した。その結果、わが国四島の自然海岸は五〇パーセントを割ったと推定されている。自然生態に重要な干潟はわずかに〇・四パーセントしか残っていないといわれている。

こうした状況からも、上流の森林から河口、海岸まで水系全体を視野に入れた治山・治水が必要である。現代は、こうした状況に応じた新しい河川哲学、それに基づく新しい山腹砂防や河川工法が求められている。

河川は、素材も含めて、「人工の塊（かたまり）」となってはならない。

第五章　地域の顔づくり

各地を流れる河川は、それぞれの地域の顔である。自然河川は、自然の流れに応じて蛇行している。川の近くには必ず河畔林があった。川の景色も、右岸と左岸とで違う。その違いに、災害を踏まえた土地利用の知恵を見ることもできよう。ふるさとの川は、こうした共通の特徴をもつ。それでいて、地形により、地質により、また自然条件や人びとの暮らしにより、独自の景観を形づくり、一つひとつ違う顔をしている。田んぼに水を引く、野菜を洗う、魚をとる……。そこでの暮らしが、人びとと川の関係を濃密にした。大人も子どもも川とつながっていた。暴れる川は暴れるなりに、人びとは、その川との付き合い方を心得ていた。地元の川をよく観察し、よく知っているのは、長年、川の近くに住み、川を利用して生きてきた地域住民にほかならない。

これからの時代に向けて、それぞれの地域の川にどんな個性が望ましいか、どんなふるさと景観が求められているのか。新しい構想を練り上げる上では、その川をよく知っている地域住民と地方自治体のアイデアが生かされるべきである。特に住民参加を重視したい。川を生かし、管理し、利用する主役は、地元住民であるからだ。地元の構想を生かすには、地元自治体の発想の転換と、自治体河川関係者の地域に即した技術力向上が望まれる。能力のある自治体と意

欲のある住民の参加は、よりよい河川、より個性的なふるさとを作り上げるための、車の両輪である。

長い年月、河川と付き合ってきた地域の人たちの知恵は、これから河川と向き合うことになる都市住民にとっても、大きな示唆となるであろう。

第六章　河川と地方の時代

地方の時代がいわれて久しい。ここで、知事や市町村長の役割の重さを指摘しておきたい。河川行政はタテ割りである。国は、河川を、中央の視点――鳥瞰図（ちょうかんず）で捕らえ、全体的な施策を打ち出す。だが、国土庁、建設省、農水省、自治省、厚生省、通産省、環境庁、大蔵省……と霞ヶ関はタテ割り論理の世界である。補助金も施策も、行政の目的にしたがって、タテ割りでついてくる。その「受け皿」が地方自治体といえる。確かに国のタテ割り行政には問題が多い。しかし現実には、自治体は、バラバラなタテ割り行政を、現地で総合的に組み直す装置である。また、そうであるべきだ。有能な自治体のリーダーは、そのことを知っている。

河川の現実を知るものは、もっと発言すべきである。その発言はもっと重んじられるべきである。その発言が重んじられるとき、地方の時代は一歩進んだといえよう。現場の有機的な河川行政は、地方の時代の行政のあるべき姿を示すものでもある。

地域の現場でも、同じ地域の、同じ川が、バラバラな管理体系の下にある。あるところでは漁協が利用、管理し、ある場面では観光資源として利用される。台風や洪水の恐れに関しては水防関係者、上流にさかのぼると森林関係、田植え時期には農業者など農協関係、またそこには人々の日常生活も営まれている。それぞれの価値観、それぞれが大切にしたいと思う内容も違う。それを総合的に調整し、みんなにとって望ましい川の姿を具体に示すことが必要となる。それは、川を抱える地方自治体にとって、これからの重要な仕事となるであろう。

豊かに残るふるさとの自然を、貴重な環境資源として、未来の子孫のために守り抜こうとしている市長村長がいる。一方に、その自然を開発の取り引き材料として考えている市長村長もいる。地方自治体首長の果たす役割は大きい。

◇終わりに

ふるさとの山河に対して、従来のやり方が続けられるとするならば、近い将来、日本の山河の風景は非常に画一的なものになってしまう。いきいきと生命力にあふれた自然景観は、われわれの心の資産である。一つの時代を生きる人びとが、自分たちの時代だけで、過去から受け継いだ心の資産を使い尽くしてしまうことは許されない。地球環境の問題を論ずるにしても、まず足元にある河川の自然環境を重視することからスタートすべきであると思われる。

都市は、水がなくては生存できない。河川は都市の命である。これまでにみたように、川を扱うことは、都市や山を扱うことであり、海を扱うことである。また何よりも、自然環境を扱うことである。自然環境を守ることは、生物の生息場所を守ること、川の自然地形を守ることである。

川の魚たちは、川底の砂利の粒の大きさや水の流れ方など自然条件に合わせて産卵場所を決め、それぞれが生み分けをしている。かつて優れた河川技師は、川の中の石ころの大きさを見て、川の勾配を知り、石の向きで水の出方がわかったという。

自然との対話、人と川との交わり――国民のだれもが、そういう世界に入って行けるような美しい川、表情のある川を目指すべきであると思う。それが、もう、われわれにふさわしい川の姿ではないか。人が山を見捨てれば、山は荒廃し、ついには山が人を見捨てる。人が、川や川の自然を見捨てれば、川もまた人を見捨てる。

〈第二年次提言委員〉

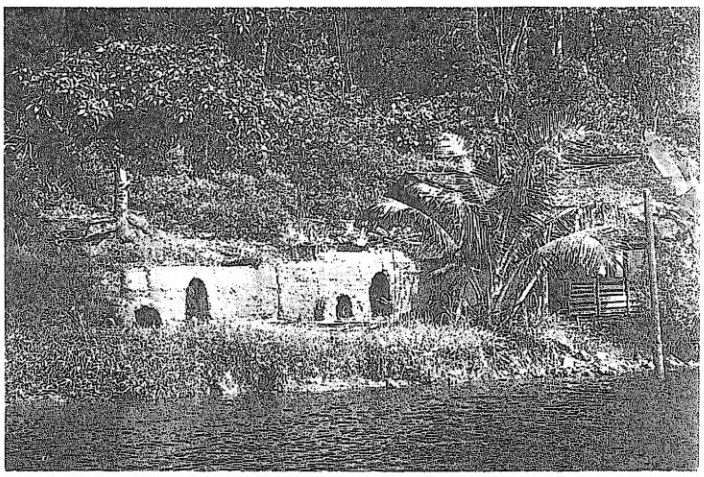
秋山紀子
畦倉実（起草委員）
内山節（幹事）
大熊孝
黒木三郎
高橋裕（主査）
萩野敏雄

〈この提言案は総会で審議されます〉

熱帯林に暮らす人々 ―伝統と開発の間で―（Ⅱ）

マングローヴの炭焼きたち（1）

増田美砂



炭が売れなくなって崩れた窯

カプアス河口の製炭ブーム

タン・キアンウィ氏はボルネオの炭焼きである。島の西部を流れるカプアス川河口のトゥルック・バタンという土地で、先代から地元の人々を使って土窯でマングローヴ炭を焼いている。彼の悩みは数年前から急に彼の炭が買いたたかれるようになったことである。窯は焚き続けないとたまち崩壊する。仕方がないから安値でも出炭し、炭焼き以外の副業に精を出すようになった。

カプアス川で上流といえるのは全長のほんの一割足らず。高低差をほとんど感じさせない州中央部の低地を東西に滔々と流れる中流域が八割方を占め、残り一割の辺りで無数に枝分かれしてジャワ海に注ぐ。下流に形成されたデルタはマングローヴ林に縁取られ、その内陸部を泥炭湿地林が覆う。これらの森林はすべて国有林である。河口の地形は刻々と変容し、同様に沿岸部の吹き溜まりのような集落も消長をくり返す。そのひとつ、バトゥ・アンパールは平坦なデルタに突き出た六〇メートルほどの丘の麓にへばりつく集落である。

この集落に住んでいたのはムラユと称されるマレー系の住民で、漁業を生業としていた。また背後の丘の土と対岸にふんだんにあるマングローヴを利用した炭焼きも行われていた。炭は港湾都市として成長した州都、ポンティアナクで消費され、焼き鳥屋台や家庭のアイロンに用いられた。人々は戦前から炭窯があったというが、カプアス河口における植民地期のマングローヴ製炭に触れた文献はまだ見ていない。その他河口にはミニ製材とよばれる加工場があり、地場需要に向けて湿地林から産出される木材を挽いていた。

ところが一九六〇年代末から始まる伐採ブームは河口の様相を一変させる。下流には流送されてきた木材を加工すべく、次々と製材工場が建設された。バトゥ・アンパールには杭上家屋でできた商店街と数軒の食堂および宿屋が出現

した。これらを経営するのは主として華僑系の人々であり、付近の製材工場に住み込みで働くのはジャワ人が多い。地元のムラユは漁業や炭焼きをやめ、焼玉エンジンの小型船や船外発動機付きのボートを手に入れて、タクシーと称する水上輸送業に転身した。

製材工場の景気がよかった頃は人や物資の出入りも多く、このタクシー業はたいへん繁盛した。しかしボルネオ島の他地域に先駆けて森林伐採の始まったカプアス川流域では、資源が枯渇に至るのも一足早かった。それでもしばらくは他の流域の材がまだ潤沢であったため、沖合いに停泊した木材専用船の荷役や製材工場の雑役で生計を立てることができたが、八〇年代も半ばになると一つ二つと製材工場が閉鎖されはじめた。

一九九〇年のバトゥ・アンパールはすでに尾羽打ち枯らし、周囲に一一あったという製材工場は四つを残すのみ。それも閉鎖寸前という状況だった。タクシー業はデルタ内陸部の泥炭湿地林にできた開拓移住民集落への交通手段としてある程度機能していたものの、雑役で生活していた人々は一世代前にたち帰り、マングローヴ製炭を再開した。私が同年にバトゥ・アンパールまで足を伸ばしたのも、ポンティアナクでその噂を聞きつけたからである。ところが地元営林署の調査では、管区内の炭窯の数たるや一七五基もあるという。しかも八七年に一挙に炭焼きブームが広まったが、わずか二年で終焉し、すでに崩れ始めた窯もあるという。これはどうみても何か特殊な事情があるに違いない。そこで近くを船が通る度にゆらゆら揺れる杭上家屋の宿に腰を据え、炭窯訪問をはじめた。

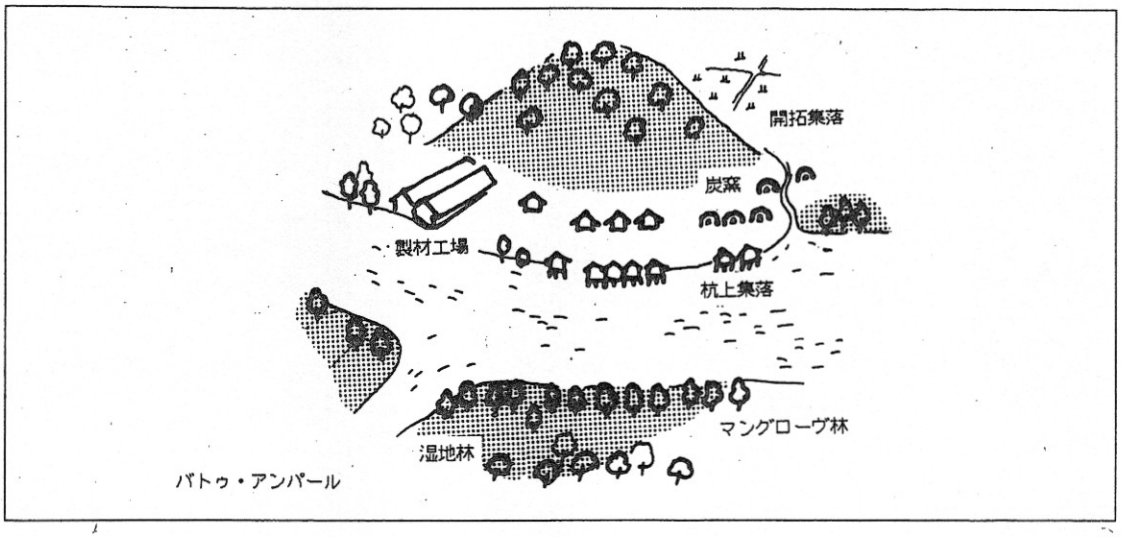
まず登場するのは自称五一の窯の元締めのハッサン氏。地元のムラユではなく、ジャワ海を狭んだボルネオ島の対岸のスマトラ島、リオウ州の出身である。このリオウの炭焼きについては、次回に取り上げる。ただ当時の私にはまだリオウに関する知識がなく、ハッサン氏とリオウの炭焼きとの関係は残念ながら聞き漏らした。ともかくハッサン氏はリオウからジャカルタ、ポンティアナクを経てバトゥ・アンパールに流れ着き、様々な商売に手を染めたのち、華僑系仲買いのチャップのさらに下請けとして働くようになる。本人曰く、彼のボスのチャップから出た築窯資金が彼の手を経て炭焼きに渡され、生産物は逆の経路で仲買人に届き、そこで清算された支払いがまたハッサン氏経由で配分される。その真偽はさておき、生産物を箱詰めや縄がけと買い手の指示に従ってまとめ、幾ばくかのマージン稼ぎをしているのは事実のようである。

ところが区長のアムリ氏によると、バトゥ・アンパールに製炭ブームをもたらしたのはハッサン氏のボスのチャップではなくポンティアナク在住のチャイという華僑商人で、ある日突然住民に大金をばらまき、一〇〇基ほどの窯を作らせた。ところが林野行政当局の知るところとなり、国有林のマングローヴを住民に伐採させておきながら、然るべき手続きをとらなかったというかどでチャイは逮捕され、その顚きがもとで破産した。残された窯を引き継いだのがチャップで、彼自身は大した元手はもっていない。さらにホンという、商店街によろず屋を構える仲買人が参入したが、商売があくどいのでこの区ではホンには売らないことにした。

また別の区のラフマン氏は、チャップの成功に目をつけた在ポンティアナクのエビ輸出業者であるP社がホンを仲買人にして参入。そこへ別のシッパーのK社が加わり、ホンは両者を天秤にかけている。K社が市場を押さえた暁には、ホンと自分の二人が仲買人になる予定であるという。

では不運にも夜逃げしたチャイは、いかなる経緯のもとで炭に投資し、どのようにして一基作るのに一〇〇万ルピアはかかるといわれる元手を用意したのか。噂話を総合すると彼はポンティアナクの宝クジで一山当て、たまたま炭の輸出商談を港のどこかで聞きつけてバトゥ・アンパールに投資することを思いついたのだという。たった一枚の宝クジがことの発端とは、話ができすぎている。もっともこの件に関しては、当人は行方不明、関係のありそうな第二の仲買い、チャップも所在がつかめないとあって、これ以上の裏付けは取れずじまいだった。

ホン氏の言い分は、商店街の店の奥にいた本人に会って聞くことができた。田舎町の華僑系商人一般の例にもれず、ランニング・シャツに短パン。せいぜい四〇代と思われるにもかかわらず一癖ありそうな人物で、商売の邪魔にしか



ならないインタビューなど誰が答えてやるものかと一瞥する。どうにか語ってもらった限りでは、彼こそ親子二代にわたるバトゥ・アンパールの正統炭仲買人だが、七〇年代からは炭は売れなくなった。ところが八七年に突如ポンティアナクのP社から炭の輸出商談が舞い込み、辛うじてバトゥ・アンパールに五、六基残っていた炭窯のテコ入れを始める。そのやり方は彼がまず築窯および原木の費用を住民に提供するが、それには現金と彼のよろず屋でする掛け買いが含まれている。炭が焼けるとホン氏の言い値で引き渡さねばならず、借金が完済されるまでその関係が続く。現在そうしてつくらてたおよそ六〇基の窯を所有しており、韓国およびアラブ諸国に輸出している。

ブームの発端が何であったのか、チャイ、チャップ、ホンのだれが炭窯の所有および流通を支配しているのかはともかく、バトゥ・アンパールの住民のすべてが前渡金につられて炭焼きを再開したわけではない。中には自力で窯をつくったアルサ氏のような人々もいた。彼は他の住民の例に漏れず親の代は炭焼きを行い、本人はミニ製材で働いたり、漁師をしたりと様々な雑業をこなしていたが、炭が売れるという話を聞きつけて親族総出で窯をつくり、少しづつ数を増やしていくうちに九基になった。今は値崩れしていても、いずれもち直すだろうと期待をつなぎ、我慢して維持している。

最後にP社とK社に登場願って、このややこしい話を打ち切りにしよう。P社によるとバトゥ・アンパールに築窯ブームを起こしたのはP社が買い付けを始めたからに他ならない。八八年にはシンガポール経由でアラブに輸出していたが、八九年末にオファーは途絶え、P社も在庫を抱えて困っている。日本にもサンプルを送ったが、品質が悪いと拒絶された。一方K社の方は試験的にジャカルタ経由で韓国に炭を輸出したことがあり、本格化したときに備えて八九年に何度かバトゥ・アンパールを訪問したことがある。しかし郡役場や営林署との折衝などの問題を抱えており、商談はまだまとまっていない。

初めに述べたバトゥ・アンパールの変遷は、手当たり次第に会った一〇人あまりの人々の話を総合したものであり、ジグソーパズルのように話の断片をつなぎ合わせると、どうにか一枚の絵になった。ところが数年来の築窯ブームとその終焉のいきさつについては見事に話が食い違う。なぜわずか一年の間に一挙に窯ができたのかについては、限られた滞在期間の中では藪の中となった。が、少なくとも仲買人の投下資本は回収されず、うまい話に翻弄された住民は借金一切を踏み倒す構えでいる。それでも市況が回復すれば、あるいは別の儲け話が舞い込めば、今度は自分が一番乗りしようという雰囲気がバトゥ・アンパールにはみなぎっていた。しかも新手の商売は始まっており、その一つがタブ皮である。これは湿地林に自生する木の樹皮を剥いで乾燥させたものであり、砕いた粉末が線香の原料となる。ハッサン氏はすでにそれに

手を染め、出炭もされないまま放置された窯の前一面にタブ皮を広げていた。

ホン氏の方は、裏で末期症状の製材工場に盗伐材を流すビジネスが成功していた。盗伐も湿地林で行われ、住民が組をつくって何日も森林に分け入り、木馬で川まで搬出された丸太を筏組みし、営林署の監視の目をかいくぐって製材工場に曳航する。炭と同様買い手は先に食糧や手付けを渡し、生産物が貯木場に届いた時点で清算する。ラミンやジェルトンといった高級樹種には直径三〇センチの材まで値がついた。人々はみな、炭の失敗も何のその、盗伐の方でたっぷり儲けたホン氏は近々さびれたバトゥ・アンパールを後にして、都会に進出するであろうと噂した。

こうしたバトゥ・アンパールの有為転変のとばっちりを受けた一人が、別の支流でささやかな製炭業を営んでいた冒頭のタン氏である。そこで自身だけでなく、これまで彼の窯で製炭や原木伐採に従事していた労働者の生活を支えるべく、タン氏も船を仕立てて労働者のグループを湿地林に送り出した。一体何をしにという私の質問に、彼は言わずとしれたことよとにんまりした。私もそれ以上尋ねることはしなかった。

幸いタン氏の炭には買い手がついた。ポンティアナクでヤシ殻炭を原料にしたブリケット加工業に着手したウタマ氏が、困り果てていたタン氏を見かねて原料にマングローヴ炭も使い始めたのである。タン氏のくれたメモを頼りに帰国直前に捜し当てたウタマ氏曰く、虎視眈々のバトゥ・アンパールとはまともな商談ができないが、タン氏には計画的に生産する能力がある。

ウタマ氏は一方で、これまで廃棄されていたヤシ殻を活用させることによって農民の所得向上を目指すNGOを夫人とともに組織し、ドラム缶を改良した簡易窯の普及活動を行っていた。その一環として製炭技術を学びに来日する機会があり、日本との関係が発展して九一年の終わりに、インドネシアのNGOネットワークと日本のNGO活動推進センターおよび炭やきの会との共催のもと、ポンティアナクで炭焼き講習会が行われ、バトゥ・アンパール調査の折りにウタマ氏と知り合った縁で私も参加させていただいた。講習会の日程にはバトゥ・アンパール見学旅行が組まれており、期せずして私にとっては一年半ぶりの訪問機会が巡ってきた。

船着き場の食堂のおばさんは、昼も夜も野菜炒めを食べにきた日本人を覚えていてくれて、集まってきた人々ともども交わしたおしゃべりによれば、製材工場の閉鎖はさらに続き、今やわずか二つを残すのみ。ハッサン氏はどうやらタブ皮も思わしくなかったとみえて、いずこへともなく去ってしまった。一時横行した盗伐は、急に取締が厳しくなり、これまではその場でなにがしかを支払えば見逃してもらえていたのが、直ちに裁判所に書類送検されるようになった。ホン氏も盗伐ビジネスが当局に睨まれ、香港へ逃亡したとの噂が流れた。ただこれに関してはポンティアナクに健在で、時折姿を見かけると否定する向きもある。かつて一七五基を数えた炭窯は、まだ五〇基ばかりが辛うじて使いものになっている。ブリケット輸出が軌道にのったウタマ氏は、原料炭の仕入れをタン氏の窯からバトゥ・アンパールにまで拡大しており、その中には自力で窯を築いたアルサ氏も含まれている。

河口の森林資源には大小様々の開発の波が次々と押し寄せ、その都度人々の集合離散を繰り返す。ここではバトゥ・アンパールという集落を中心にその様子を見にきたが、マングローヴ林の方に焦点を移すと、自給用の薪や柱材、屋根葺き用のニッパヤシの葉の採集という連に、輸出商品としての炭原木の伐採や様々な森林副産物の採集という波がかぶさり、近年押し寄せるようになったチップ原木伐採やエビ養殖開発の大波は樹木を根こそぎ倒す。もともと人気のなかった東南アジア島嶼部の低湿地帯に、人々はそうした波に乗って入り込み、引き潮とともにまた去っていくのである。

（文中一部仮名）

（つづく）

切り抜き森林・林政ジャーナル

〈新聞・この三カ月〉

12～2月

▼12月

【道新】12月3日＝営林署四十前後を統廃合

林野庁は道内で十～十五、全国で四十前後の営林署を来年度末に統廃合する方針を固めた。具体的な統廃合対象は来秋までに決める。九一年に策定した国有林野事業再建計画の線に沿って進めるもので、九三年三月に全国で十四営林署を統廃合したのに続く第二弾となる。前回に比べて大規模な組織再編となり、地域経済に与える影響も大きいだけに今後、論議を呼びそうだ。

【朝日】12月4日＝山間地農家に所得補償

農林水産省はウルグアイ・ラウンドのコメ市場開放問題で、一九九五年から最低輸入量（ミニマム・アクセス）を受け入れるのに伴い、自然条件の悪い「中山間地」のコメ農家を主な対象に、減収分について所得を直接補てんするなどの対策を検討し始めた。輸入米が毎年一定量、しかも徐々に増えて過疎や耕作放棄地の広がりに拍車がかかり、国土・環境の保全が危ぶまれるためだ。財政措置としては輸入米の差益を当てる案が有力視されており、新ラウンド妥結後の中心課題になる。

【日経】12月4日＝尾瀬の樹木危機

日光国立公園・尾瀬の登山道周辺で樹木が枯れる現象が進んでいることが、東京世田谷区の東京農業大学第一高校生物部の調査でこのほどわかった。調査を指導した同校教諭で「尾瀬の自然を守る会」代表の内海広重さんは、「観光客に踏み固められて登山道の道幅が広がり、乾燥するためではないか」と指摘、早急な対策を訴えている。

調査の対象となったのは、群馬県・片品村の鳩待峠から尾瀬ヶ原入り口の山の鼻までの登山道約一・八キロ。首都圏からの交通の便が良い鳩待峠からは昨年、約二十六万七千人が入山。ミズバショウや紅葉のシーズンには、登山道や遊歩道わきの木の根や湿原が踏み荒らされるなど自然破壊が問題になっている。

▼1月

【産経】1月4日＝都会を捨て山村へ

標高五百メートルから千メートル級の山々が連なる和歌山県龍神村。村の九五％が森林の「紀州の屋根」で、一風変わった就職活動が行われている。ヘルメットをかぶり、貯木場に積まれた木材の搬出に汗を流す谷口啓さん（41）。京都の染色職人だったが、「和歌山にいる親のことを考えて」林業従事者として家族と移住して来たのは平成四年五月。

人口約四千八百人の村で、昭和35年度に約一千百四十人いた林業従事者は六十三年度には約百六十人に激減。森林組合では「生涯賃金二億円」「休日は公務員並み」などと四年度から十年間に五十人採用を目指し、従事者の募集を始めた。

奥野健三さん（41）は、「林業サラリーマン」という谷口さんの紹介記事が「人生を変えた」という。四年に大阪のテレビ局の下請けプロダクションを辞めて移住。採用者は現在九人（平均年齢34歳）。今春には、初の女性林業従事者となる沖縄県出身の東京農大大学院生（26）ら六人の就職が内定しているという。

【朝日】1月6日＝山村で地域おこし　都会の君こそぜひ

「日本の山村で一年間、ボランティア活動をしませんか」。砂漠化防止の植林ボランティアを海外へ派遣している非政府組織（NGO）「地球緑化センター」が、今度は今春からの「緑のふるさと協力隊」への参加を呼びかけている。

「地球緑化センター」は昨年二月に設立されたNGO。地球の緑の保護と再生をうたい、四月から七回にわたって、計百人の「緑の親善大使」を中国の砂漠緑化のために派遣、ポプラなど五万本を植えてきた。「緑のふるさと協力隊」は、山村の人たちの「応援者」と

して、現地の一員となってボランティア活動をしながら、森林、自然への理解を深め、自分の生き方を考えてもらおうという計画。

【日農】1月14日＝炭焼き復活へ窯造り

高知県のJA高知市青壮年部鏡支部（土佐郡鏡村）では、村内の超ベテランの指導で炭焼きの技術を習得、子供たちに伝えていこうと十日に窯造りを始め、十一日には火入れした。来週中には初の窯出しの予定。

鏡村は高知市に隣接する山村。かつては炭焼きが盛んだったが、現在残っている窯は六つ程度。青壮年部員二十三人の中で炭焼きの経験者はほとんどいない状態。そこで昨年末の支部の会合で、今のうちに伝統技術を受け継いでおこうと申し合わせ、小学校卒業以来炭焼き七十年の超ベテランに指導を頼んだ。

【日経】1月22日＝水源保全へ山林取得

自治省は地域住民の水源を保全するため、河川の下流に位置する地方自治体が上流の他の自治体内の管轄内にある山林を購入することを認め、財政支援措置を取ることを決めた。九十四年度から実施する。

新しい制度は、上流の森林が民間業者によって宅地やゴルフ場になり水質保全などで問題があるため、下流の自治体と上流の市町村が協定を結び、下流の自治体による山林取得を認めるという内容。自治省は、取得費の七五％を地方債によって調達することを認める。また、この地方債の元利償還金の三〇―五五％を地方交付税交付金で支援する。

都市部を中心に飲料水がおいしくないといった批判が高まっており、下流にある自治体にとっては水質保全が大きな課題になってきた。財政面でも下流の自治体の方が豊かであることも多い。そこで自治省は自治体間の同意を条件に山林取得を認めることにした。

【朝日】1月25日＝山奥でも応募十倍　中・高一貫に人気

九州山地のほぼ真ん中、宮崎県五ヶ瀬町に、同県教委が公立の全寮制中・高一貫制としては全国で初めて設立した五ヶ瀬中・高校の募集が、二十四日に締め切られ、定員の十倍を越える応募があった。学校の愛称は「学びの森学校」で、自然や地域の人々との触れ合いによる体験学習が目玉。

今年四月に開校する同校は、一学年四十人で、生徒だけでなく、教員の一部も家族と寮に入り、家庭的な雰囲気をつくる。学科では、通常の科目のほか、神楽など郷土芸能の体験、星空観測、水源や森林保全の学習がある。

▼2月

【日農】2月2日＝菌床シイタケ生産軌道に

特用林産物の生産拡大に力を入れている北海道空知管内の新十津川町は、これまでシイタケ栽培に使われていたほだ木の代わりに広葉樹のおがくずで作ったブロックの菌床シイタケを導入、ハウス（加温）栽培による出荷が始まっている。

ブロックは一個当たり四～五回の収穫で六百～八百グラムが見込まれており、品質はほだ木栽培のものとあまり差のない評価だ。

【日経】2月3日＝「森林を守る税金創設」自治体関係者ら議論

「森林を守るための税金創設を」――。和歌山県の一町長の呼びかけで始まった運動が共感を呼び、全国の自治体に広がっている。二日に札幌で開催された「第二回森林交付税フォーラム」には、全国から集まった自治体関係者など千二百人以上が参加し、交付税創設の必要性や方法などを議論した。

主催したのは森林交付税創設促進連盟。九三年三月発足時の加盟数は三十六自治体にすぎなかったのが、その後全国から多数の賛同が集まり、加盟数は三百二十六自治体（三十九道府県）と大幅に増えた。しかし、新税となると難しく、フォーラム参加者からは「もっと幅広い森林の公益的機能を理解してもらうべき」「財政当局を説得する理論武装をすべきだ」といった意見から「国会議員を取り込むべき」といった提案まで様々な提案が出された。

【日農】2月8日＝松の雄花を雌花に転換

広島県立林業試験場は、マツノザイセンチュウの抵抗性があり、松枯れに強い系統の松を増やす技術として、雄花（雄性花序）を雌花（雌性花序）に性転換することに成功した。性転換によって雌花を増やすことで種子の大量生産が可能になり、抵抗性品種の種苗を増殖することができる。

松は、挿し木で増殖することが困難であるため、種子で増やす必要があるが、松の雌花は枝の先端部に一～三個しか着かない。そこで同林試は、多く着く雄花を雌花に性転換して、種子を大量生産することにした。

会員の出した本

ドキュメント出稼ぎ　会員の野添憲治さんが、現代教養文庫から「農業棄民の現場から」と副題のある本を刊行されました（社会思想社・¥560）。

この本は、一九七八年三省堂から出版された『出稼ぎ（新版）』の再録ですが、コメ自由化に新たな〝農業棄民〟が生まれ、海外からの〝出稼ぎ〟が増えている現在にも一石を投じる内容です。

筆者は、「たんぼの小作七〇アール、自作の畑が四アール」という〝出稼ぎ〟に頼るしか生活のできない貧農の長男に生まれました。中学を卒業した秋、初めて北海道の原生林伐採に父と出かけます。この記録は、北海道から長野・奈良・福島県の八つの現場の〝出稼ぎ〟を綴ったものですが、生命の危険のつきまとう過酷な労働、すさんだ飯場（宿舎）生活とその中での哀歓、賃金不払いや単価をめぐる事務所側とのあつれきが、多感な青年の目を通じてのべられています。仲間の少年の死とその対応をめぐる事務所側との対立から、山を下りなければならない日、「おれはもう出稼ぎをやめるぞ。家で働きながら力を貯えて、あの連中に復讐してやるぞ」という筆者の叫びで記録は終っています。

少年伐採夫の歌　会員の野添憲治さんが、秋田ほんこの会から、豆本を出版しました。

筆者は、中学卒業した一九五一年から七年間、山村や土木の出稼ぎをします。その間に詠んだ短歌で残されたもの三五〇首のうちから、九〇首を選んで編んだのがこの本。

樹液と汗のしるく匂えるシャツ洗い吊してもなお匂ひおりぬ（五五年）

咲き揃うりんどうの色深まりて働きし山も終わり近づく（五六年）

山終わり下山が明日になりし夜君は子のこと言うて酒飲む（五八年）

前に紹介した『ドキュメント出稼ぎ』のもう一つの筆者の側面を語る歌がここにあります。巻末の「少年伐採夫の歌覚え帳」は、小学校の頃から新任の教師に俳句を学び出稼ぎの中で、向学心と闘いながら、俳句や短歌にのめり込んだ心の中を明しています。

『出稼ぎ』とあわせて読むことで、かつての日本の林業を底辺で支えた人びとのうめきが聞こえてくる一冊でもあります。

水車むらへようこそ　会員の臼井太衛さんが、樹心社から新刊を出されました（発売・星雲社・¥2000）。

この本は六章構成。「回れ、回れ、みずぐるま」は、〝水土蘇生〟を願って同志と水車むら会議をつくり、むら建設の過程とその直後の報告。「水車むらから見えてくるもの」は『国民と森林』にも連載した水車むらの活動報告。三、四章の「水車への旅」は全国の水車を訪ねた水車行脚記。長野・富山・静岡・京都・九州などで製茶・揚水・製粉・発電・製材と今も活躍する水車をたずねて、「水の力よ、エネルギーよ蘇れ」との応援歌を綴ります。五章の「山の風・村の風」は村人の生活と生きざまを描いた報告、終章の「コサギの峡」は山野守を主人公にした小説で、リゾートにゆれるむらや自然農法と苦闘する農民仲間を暖くユーモラスに描いています。

ヨーロッパ農業の光と陰　会員の野添憲治さんが、「ガット要請・ヨーロッパ農業視察報告記」と副題のある本を出版されました（秋田県労農会議・¥1000）。

野添さんは昨年一一月三日から一二日

までの間、米自由化問題で日本の農民や市民の意向をガットに反映するため、五〇人の要請団の一員としてジュネーブを訪れ、ガット事務局や各国代表部への要請のあと、オーストリア（チロル州）やドイツ（バイエルン州）の農業視察を行いました。この小冊子はその記録をまとめたもの。

野添さんは、帰国後秋田での報告会に続いて国会や政府に要請するため上京。その最中に、政府の「部分開放」を知り、いいようのない無力感に襲われます。この報告は、その渦中にあって「次に何か残したい」という執念だけで、ジュネーブに送り出してくれた人々に応えるための報告としてまとめられました。

ヨーロッパの行動報告と印象記、各国代表部への申し入れや各国の態度。訪れた国の農業と中山間地対策を資料もまじえて記述されています。それにしても日本の政府代表が「すでに決っていたのによくもウソをいい続けてくれた」という感慨は強烈で、事に賛否は別として自国民さえ欺く官僚の姿勢を暴いています。

福本和夫　会員の石見尚さんが、「『日本ルネッサンス史論』をめぐる思想と人間」と副題のある新刊を論創社から出されました（¥2500）。

福本和夫は、一九二〇年代に発表した論文によって「福本イズム」の名で知られた思想家。「後に労働者階級から『前衛党分離論』『党派主義』『観念的左翼主義』という謂われなき罵り雑言」を浴びた橋本和夫を正当に評価し、福本が求めた「自治と民主主義と計画性を保証」した「協同組合的生産様式」を確立するためにも、「市民文化の革命的創造」であった一七世紀後半から一九世紀前半までの『日本ルネッサンス』を考究した業績と思想を紹介します。

マルス・エンゲルスとレーニンの対比で「ルネッサンス並びにルネッサンス文学……人間性・自主性への……関心と理解」（福本）が、視野になかったレーニンたちによって「ロシア社会主義……のおそるべき非人間性と非民主主義が、体制そのものになる」（石見）ことに指摘し、ロシア・東欧崩壊を予言しています。

筆者は、共同研究者で福本和夫の数少ない「友人」。福本イズムの発端になった二〇年代から、没した八三年までの著述や言動を丹念に追って、昭和の思想に大きな影響を与えた大史論家の到達した実績をまとめています。

言い残したい森の話　会員の四手井綱英さんが、人文書院から新刊を出されました（¥1957）。

「…余生は後幾許もないから遺書のつもりで〈言い残したい森の話〉でも書こう」という話がきっかけになり、全編書き下ろしの本書がまとめられました。

筆者の生いたちから始まり、自然に深くかかわるようになった学生時代、林野庁の技術者としての思い出、大学での学研生活などを通じて得た森林・自然への強い憧憬が八章にまとめられて語られます。

とくにお孫さんへの〝自然教育〟を通じて、自然保護の大切さを自覚させる過程は、自然保護ブームの中での「本物」の実践だけに胸がうたれます。また、戦前・戦後を通じて、林政がたどった道を技術者・学者として体験し眺めてきただけに、提言も強烈です。筆者は、農業作物に比して長期的な成育期間をもち巨大になる森林に対して、農業的技術を適用してきた戦後の「林業技術」を、「長年かかる林業が植栽や施業の成果をまだ一回も見ていないのに、直ちに事業化されるのを見ると、私はその投機的やり方に、いつも危険性を心配してしまう」と警告しているのです。

中山間地域対策　会長の大内力さんが編集代表になり、会員も執筆している『日本農業年報40』が発刊されました（農林統計協会・¥2500）。

「消え失せたデカップリング」の副題が示すように、昨年成立した「特定農山村地域活性化法」の批判を通し、政府の中山間地域対策を検証し、今後の方策を提言しています。

総論では大内力会長が「中山間地域問題とその対策」を執筆、環境問題に欠かせない農山村維持に視点を置かない「活性化法」の問題点を指摘します。各論では九人が執筆。内山節幹事は「山村でいま何が起きているか」と題して、新たな価値観の芽生えも紹介し「山村対策には絶切れた物流・情報・人などの交通網の再建が必要」と説きます。岡和夫評議員は「林業政策の現段階」で、林政の流れを解明して、「総論に終り具体策に欠ける」点を指摘しています。また山村振興にとって重要な国有林経営の健全化が収支均衡重視ですゝめることにも疑問を呈しています。第Ⅱ部の座談会「中山間地域政策をどう構想すべきか」では大内力会長も入り、全総計画もふくめて話し合いをしています。

会員の消息

フォーラム・交流会　東北地域環境計画研究会の主催で11月23日盛岡でフォーラム「森の環境と私たちの暮し」が開かれ、第1部学術講演「森の環境機能とその活用」で田中茂幹事は座長をつとめ、岡田秀二会員は「これからの村おこしと森林管理」で講演した。

緑を守り育てる宮城県連絡会議、みどりを守り育てる岩手県民会議の合同会議・交流会が11月28日宮城県松島で開かれ、両県の運営経過とこれからの交流について話合いがもたれ田中茂会員が岩手県民会議の代表の一人として出席した。

マスコミ　NHKラジオは12月13日から十七日まで、世界遺産条約について特集「日本の遺産を世界に」を放送、木原啓吉会員が解説をおこなった。

森林交付税フォーラム　2月2日札幌市で「第2回森林交付税フォーラムin」が開かれ、一一〇〇人が参加。森林交付税創設促進連盟（加盟自治体三二六）が主催したもの。このフォーラムで、黒沢丈夫国民森林会議評議員がパネリストの一人で参加。

〈第一二回総会の御案内〉

▽第一二回総会を次の日程で開きますので御参加下さい（別途ハガキの案内も行きます）。

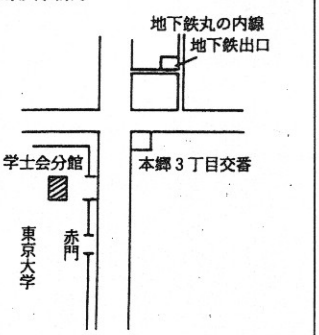
▽総会議案はこの会報に掲載しましたので、出席される方は御持参下さい。

月　日　一九九四年三月一九日（土曜日）

場　所　学士会分館（東京大学横）　東京都文京区本郷七―三―一

□なお、総会終了後、出版記念パーティー（会費＝三〇〇〇円）を予定しています。

☎03－3814－5541
地下鉄丸の内線「本郷三丁目」下車徒歩8分
東京大学構内



国民森林会議第12回総会議案

一九九四年三月一九日
東京・本郷・学士会館分館

総会次第

一、開会のことば
二、議長選出
三、会長あいさつ
四、議案の提案・討議
(1)経過と方針の提案
(2)提言の提案
(3)決算報告と予算案提案
(4)監査報告
(5)討論
五、会員の意見交換
六、閉会のことば

「活動の経過報告」

1、日本の森林・山村・林業を考え、再建を訴える国民大会

国民森林会議総会での決定と呼びかけにより、5月26日の大会は、二〇〇〇人余の参加を得て大成功に終了しました。（詳細は「国民と森林」45号）

この国民大会の成功をうけての活動としては、報告集の作成と配布（6月）、森林・山村・林業の再建と活性化のための要請（細川首相、関係大臣、各政党へ、8月）を行いました。

また、これに呼応して全国22の地方において同趣旨の県民大会が行われ、記念講演等の講師として幹事・会員が出席しました。

2、提言活動

二年次の提言委員会では、「河川の修景」（中村一京都造形芸術大学教授、5月）、「木炭とその利用」（岸本定吉炭やきの会会長、6月）、「地形学から見た河川環境」（小野有五北海道大学大学院地球環境科学研究科教授、7月）のヒヤリングを受け、畦倉委員の草稿をもとに10月、11月、新年1月の提言委員会で討議を重ね、別項の内容にまとめました。

3、公開講座

基本テーマを「山村を考える」におき、以下の講座を実施しました。

4月10日　森林都市構想について
講師　高橋賢二林野庁国有林野総合利用推進室長

5月8日　横浜市の水源林
講師　山田正勝横浜市水道局管財部長

6月12日　森林づくり施策の展開
講師　神奈川県農政部林務課長補佐

7月10日　河川管理に関する提言のポイント
講師　内山節提言委員会幹事

9月11日　外国の森林事情（熱帯林を中心に）
講師　三島征一林野庁海外林業協力室長

10月2日　欧州五カ国の森林政策
講師　三澤靖平林政総合研究所主任研究員

11月13日　東南アジアの森林と生活
講師　増田美砂筑波大学講師

2月12日　山村振興を聞く（地勢学の立場から）
講師　宮口侗廸早稲田大学教授

3月12日　台風災害後の森林経営の模索（予）

4、定点調査

(1) 海山町定点調査

海山町定点調査は、一九八六年から七年間にわたる調査研究でしたが、締め括りとして、7月30日に座談会を開催（「国民と森林」第46号に掲載）しました。

(2) 阿仁町定点調査

阿仁町定点調査は、一九九二年からはじまりましたが、今年はこれを記念して、10月24日に国民森林会議と阿仁町の共催によるシンポジウムを開催しました。（「国民と森林」第47号に掲載）

(3) 上野村定点調査は、7月の森林フォーラムと平行して継続してきました。

5、共催の事業活動

(1) 森林フォーラムについては、高尾森林フォーラムをはじめ、五回のフォーラムと二回のフォーラム・サロンを開催しました。（資料1参照）

(2) 八ヶ岳自然と森の学校は、資料2の活動を行いました。

6、出版活動

(1) 「国民と森林」は、会員の協力を得て豊富な内容での定期刊行（45号～48号）を行うことができました。

(2) 国民森林会議主催の「日本の森林・山村・林業を考え、再建を訴える国民大会」の報告集を五〇〇〇部出版しました。

7、組織の動き

(1) 会員の動向は、退会六人、加入三人で、3月1日通常会員一四五人、購読会員五一人、団体会員一五となっています。

なお、「国民と森林」の発行は団体購入を含め約一〇〇〇部となっています。

(2) 評議員会・幹事会等の開催は以下の通りです。

① 第18回評議員会　5月8日

国民大会運営の最終確認と大会アピールの確認

② 第52回幹事会　4月24日　国民大会実行委員会と共催

国民大会の準備状況報告、アピール文案決定、本年度の幹事の役割分担、提言委員会計画、阿仁町定点調査、「明日の森林を考える女性のフォーラム」後援等を確認

③ 第53回幹事会　9月11日

報告事項　国民大会、要請行動、提言委員会の検討経過、海山町定点調査の終了、「国民と森林」No.46企画

議　題　阿仁、上野定点調査、八ヶ岳「自然と森の学校」の今後の方向、幹事会、総会の日程、新会員二名の承認

④ 第54回幹事会　12月18日

来年度活動方針のフリートーキング、国民と森林No.47企画

⑤ 第55回幹事会　2月12日

総会議案確認（決算、予算を含む）、提言委員会報告確認

「一九九四年度の活動計画」

1、提言の国民運動化

昨年の国民大会に向けての取り組みのなかで、緑の県民会議等との連携が生まれていることを生かし、地方でのシンポジウムやフォーラム開催を積極的に呼びかけ、その成功に協力します。

とりわけ、山村問題が課題となっていることから、今秋に関東周辺で、山村問題のシンポジウムを開催するよう準備を進めます。

2、提言活動

三年計画で進めて来た「川」のまとめに入り、以下のテーマを研究します。

① 水源涵養保安林はいかにあるべきか

② 農業用水路のあり方

③ 汽水域の川をどう見るか

④ 水質、水量についての原則を確立する必要はないか

⑤ 都市河川はどうあるべきか

⑥ 河川景観の原則を打ち出す必要はないか

なお、提言委員会は当初決定の三年次の委員に若干名補充します

3、定点調査

① 海山町については、昨年で終了しましたが、「海山町からの報告」をまとめます。

② 上野村については、今年を締めくくりの年とし、座談会などでまとめます。

③ 阿仁町については、引き続き地元での勉強

会を継続します。

4、公開講座

今年は、ガット・ウルグァイ・ラウンド以降の山村問題を中心テーマとして、以下のとおりとします。

4月9日　総論　ウルグァイ・ラウンドと山村　大内力会長
5月14日　地域からの報告　九州諸塚村
6月11日　地域からの報告　北海道
7月9日　地域からの報告　山梨県早川町
9月10日　政府の中山間地域政策の展開方向　農林省幹部
10月8日　三省庁森林・山村検討委員会のテーマ　検討委員会メンバー
11月12日　森林の流域管理システムの現状　森林総合研究所
12月10日　ポスト・リゾート開発と山村
3月11日　環境保全政策と農林水産業

5、共催・後援の行事

①　森林フォーラムの行事（資料3参照）を後援します。
②　八ヶ岳自然と森の学校の計画（資料4参照）を共催します。

6、会員の交流機会の創設

複数会員がいる地域は、緑の県民会議の協力を得て「ミニ・シンポ」や「地域講座」など会員の参加できる行事を実施できるよう努力します。

7、「国民と森林」誌の充実

季刊誌としてさらに充実していくため、会員の協力を得るとともに、企画、取材を充実します。

〈資料1〉

森林フォーラムの会の活動経過

1、森林フォーラム（野外活動）

①　高尾山フォーラム（4月18日）
②　上野村フォーラム（7月23日～25日）
③　渡瀬・足尾・日光フォーラム（10月16日～17日）
④　南三陸・牡蛎の里フォーラム（2月27日～28日）
⑤　白神山地フォーラム（8月25日～29日）

2、フォーラム・サロン

①　2月13日（杉本実行委員）
テーマ　ドイツの条件不利地域対策
②　3月13日（畦倉実行委員）
テーマ　国有林を取材して
③　5月8日（柴田敏隆実行委員）
テーマ　森林の持つ教育的意義
④　6月22日（時松辰夫アトリエ・ときデザイン研究所主宰）
テーマ　工芸から森を見る
⑤　9月11日（本間義人実行委員）
テーマ　森林の地方分権を
⑥　12月12日（富山和子実行委員）
テーマ　米の文化を語る

〈資料2〉

自然と森の学校の活動の経過

昨年度の自然と森の学校は、以下の講座を開き、延べ一八三人の参加をえることができました。このなかで、規定コースを終了された方に「森のインタープリター」資格を授与していますが、昨年は14人の方にこの資格を授与しました。

①　4月2～4日　雪の中の森　大木正夫（長野林業大学校）
②　5月29～30日　森の生態と山菜　平出　暢（長野県植物研究会）
③　6月5～6日　北八ヶ岳の小鳥たち　植木康徳（諏訪野鳥の会）
④　6月19～20日　初夏の高山植物と鳥の生態　阿部義男（茅野市青少年の森）　杉山　直（諏訪野鳥の会）
⑤　7月3～4日　人間と森林　中堀謙二（信州大学農学部）
⑥　8月21～22日　夏の星座と宇宙　大蔵　満（長野市立博物館）
⑦　9月4～5日　亜高山の植物生態　今井建樹（長野県植物研究会）　柴田敏隆（日本自然保護協会）
⑧　10月16～17日　白駒池と原生林　松沢　譲（国民森林会議）
⑨　10月30～31日　国有林のあゆみ　黒沢嘉武（諏訪営林署長）　大木正夫（長野県林業大学校）

〈資料3〉

一九九四年度森林フォーラムの活動計画

1、森林フォーラム（野外活動）

①　道志村フォーラム（4月17日）
②　高尾山フォーラム（6月26日）
③　上野村フォーラム（7月22～23日）
④　知床・大雪の自然をたずねて（8月25～28日）

⑤ 丹沢フォーラム（10月15～16日）

⑥ 田上山と京都大学演習林をたずねて（11月11～13日）

2、フォーラム・サロン

3月12日　5月14日　9月10日　12月10日

〈資料4〉

八ヶ岳森と自然の学校の活動計画

① 4月9～10日　XCで冬の森を歩く

場　所　縞枯山荘と付近の森

講　師　嶋　義明（縞枯山荘）

連絡先　嶋　義明

茅野市北山4035

0266-67-5100

② 5月28～29日　山菜と森の芽ぶき

場　所　編笠山と青年小屋

講　師　平出　暢（長野県植物研究会）

連絡先　竹内敬一

山梨県北巨摩郡小淵沢町8881

0551-36-2251

③ 6月4～5日　早春の植物の芽生え

場　所　御柱山付近と美濃戸高原ロッヂ

講　師　今井建樹（長野県植物研究会）

連絡先　田中敏夫

茅野市玉川11400-829

0266-74-2102

④ 6月18～19日　北八ヶ岳の森と縞枯現象

場　所　縞枯山付近と縞枯山荘

講　師　大木正夫（長野県林業大学校）

連絡先　嶋　義明

茅野市北山4035

0266-67-5100

⑤ 6月18～19日　モモンガとヤマネの生態

場　所　夏沢峠一帯とやまびこ山荘

講　師　鈴木欣司（日本哺乳類学会）

連絡先　原田豊一

茅野市玉川2229

0266-72-3260

⑥ 6月25～26日　八ヶ岳の地質史と温泉

場　所　本沢温泉とその付近

講　師　河内晋平（信州大学教授）

連絡先　原田豊一

茅野市玉川2229

0266-72-3260

⑦ 7月2～3日

場　所　北八ツの小鳥たち

講　師　林　正敏（日本野鳥の会諏訪支部長）

松沢　譲（国民森林会議）

連絡先　田中光彦

長野県諏訪郡原村5782

0266-79-5494

⑧ 7月16～17日　高山の花と気象

場　所　硫黄岳付近と硫黄岳山荘

講　師　阿部義男（茅野市青少年の森所長）

大木正夫（長野県林業大学校）

連絡先　浦野栄作

茅野市湖東3094

0266-76-2612

⑨ 8月27～28日　国有林と民有林

場　所　麦草峠一帯と麦草ヒュッテ

講　師　諏訪営林署長

大木正夫（長野県林業大学校）

連絡先　島立　博

茅野市北山8241

0266-78-2231

⑩ 9月3～4日　高山の池の生物

場　所　白駒池一帯と白駒荘

講　師　磯部吉章（東邦大学）

連絡先　辰野広吉

茅野市北山芦ヶ沢

0267-88-3865

⑪ 9月17～18日　植生の変遷

場　所　中山峠一帯と黒百合ヒュッテ

講　師　中堀謙二（信州大学農学部）

連絡先　米川正利

茅野市宮川11318

0266-72-3613

⑫ 10月1～2日　キノコと紅葉と植物画

場　所　蓼科山荘および蓼科山頂ヒュッテ

講　師　五味一郎（原村教育委員会）

大木正夫（長野県林業大学校）

連絡先　米川正利

茅野市宮川11318

0266-72-3613

⑬ 11月5～6日　冬の星座－観測と解説

場　所　高見石小屋

講　師　大蔵　満（長野市立博物館）

連絡先　原田　茂

茅野市玉川2382-5

0266-72-1948

⑭ 平成7年

3月4～5日　アニマル・トラッキング

場　所　美濃戸高原ロッヂ付近

講　師　柴田敏隆（日本自然保護協会）

連絡先　田中敏夫

茅野市玉川11400-829

0266-74-2102

1993年度決算

自1993年1月1日
至1993年12月31日

区分	項　　目	予　　算	決　　算	過 不 足	摘　　要
収入	会費	700,000	766,500	66,500	
	購読会費	4,100,000	4,302,500	202,500	
	賛助会費	0	30,000	30,000	
	その他	500,000	2,100,350	1,600,350	
	繰越	656,236	656,236	0	
	計	5,956,236	7,855,586	1,899,350	
支出	会報発行費	2,100,000	3,070,754	970,754	
	資料出版	10,000	0	▲10,000	
	物品費	20,000	39,610	19,610	
	通信費	550,000	213,064	▲336,936	
	人件費	150,000	150,000	0	
	事務諸費	120,000	180,000	60,000	
	印刷費	50,000	0	▲50,000	
	総会費	350,000	297,490	▲52,510	
	評議員会費	300,000	0	▲300,000	
	幹事会費	350,000	252,715	▲97,285	
	調査・活動費	1,700,000	2,149,924	449,924	
	提言委員会	600,000	699,471	99,471	
	定点調査	500,000	953,850	453,850	
	公開講座	400,000	396,603	▲3,397	
	教育森林助成	150,000	100,000	▲50,000	
	調査予備費	50,000	0	▲50,000	
	予備費	256,236	50,000	▲206,236	
	小計	5,956,236	6,403,557	447,321	
	次年度繰越		1,452,029	1,452,029	
	計	5,956,236	7,855,586	1,899,350	

注　1、収入のその他は、雑収入、国民大会剰余金、助成金、借入金である。

2、予備費支出の50,000は、緑の団体協議会会費である。

1994年度予算案

自1994年1月1日
至1994年12月31日

区分	項　　目	前年度予算	当年度予算	摘　　要
収入	会費	700,000	725,000	145人
	購読会費	4,100,000	4,195,000	団体(15)、個人(51)
	賛助会費		500,000	団体助成金を含む
	その他	500,000	200,000	出版物売上他
	繰越	656,236	1,452,029	内未払い金654,170円
	計	5,956,236	7,072,029	
支出	会報発行費	2,100,000	2,100,000	編集、印刷、発送費用
	資料出版	10,000	100,000	
	物品費	20,000	200,000	
	通信費	550,000	550,000	
	人件費	150,000	150,000	
	事務所費	120,000	120,000	
	資料購入費		100,000	新規
	印刷費	50,000	50,000	
	総会費	350,000	350,000	
	評議員会費	300,000	300,000	
	幹事会費	350,000	350,000	
	調査・活動費	1,700,000	1,700,000	
	提言委員会	600,000	600,000	
	定点調査	500,000	500,000	阿仁町
	公開講座	400,000	400,000	
	教育森林助成	150,000	150,000	
	調査予備費	50,000	50,000	
	団体加盟費		50,000	(新規)緑の団体協議会
	予備費	256,236	952,029	含未払い金654,170円
	計	5,956,236	7,072,029	

通常会員名簿

（一九九四年二月末現在）

阿部正昭　榎本長治　北山雅昭　坂本慶一　竹内静子　速水勉　森宏太郎
安達生恒　尾崎克幸　桐村剛　志賀和人　只木良也　速水亨　森田稲子
青山英康　大井道夫　工藤俊夫　志村富寿　筒井迪夫　福岡克也　湯川豊
青山宏　大内力　草鹿平三郎　四手井綱英　堤康次郎　福島康記　由井直人
秋山紀子　大熊孝　黒木三郎　篠原武夫　手塚伸　船越昭治　横山紀昭
畦倉実　大野盛雄　黒沢一清　柴田敏隆　遠山三樹夫　星野貞一郎　吉沢四郎
雨宮弘子　大平英輔　黒澤丈夫　島嘉寿雄　常盤茂雄　本間義人　依光良三
安藤喜久雄　岡和夫　熊崎実　島正之　徳山文武　真砂典明　若狭久男
新井明　岡田利夫　剱持浩　榛村純一　富山和子　前田三郎　渡辺桂
井出孫六　岡田秀二　小島麗逸　末吉殉子　友永剛太郎　増田美砂　渡辺裕
伊藤喜雄　金田平　小林金三　菅原聡　友杉孝　先崎千尋
伊福部昭　川瀬金次郎　小林静江　杉本一　中尾英俊　松井浄蓮
石田真夫　木内綾　小原二郎　隅谷三喜男　永田恵十郎　松沢譲
石原猛志　木方洋二　小峰浩成　田中茂　永田信　松原美省
石見尚　木原啓吉　神足勝浩　田村武　西岡秀三　三浦綾子
市川健夫　木村晴吉　近藤正巳　多賀清雄　西口親雄　三島昭男
岩崎輝雄　岸英次　佐藤和之　高木保夫　野上燿三　三井昭二
宇江敏勝　北尾邦伸　佐野稔　高橋延清　野添憲治　水口憲哉
臼井太衛　北畠佳房　斉藤たきち　高橋裕　野中茂樹　宮口伺廸
内山節　北村昌美　酒井利勝　高宮正彦　野村隆哉　村山多七郎
榎戸勇　北村暢　酒井喜久子　武田進平　萩野敏雄　室田武

会員紹介

多様な会員を〝自己紹介〟する欄です。生いたち、著作、モットー、好きな本、メッセージなどお寄せ下さい。（五〇音順、一部未着の方は到着しだい掲載します）

雨宮弘子（あめみやひろこ）



一九四〇年生まれる。都立大学理学部卒業。慶応大学助手、主婦業を経て現在旺文社ＬＬ数学教室講師として数学大好き人間を育成中。

本気で自然とかかわりはじめて十二年。はじめの五年は、がむしゃらに身のまわりのもの全ての名を覚え、次の五年はそれを消化することで過ぎ、やっと少し物が云えるようになったかな、というところで、更に広い視野を求めて入会させていただきました。

現在は日野市、御岳、八ヶ岳等で自然観察会活動の中で自然のすばらしさを子供達に伝えていきたいと頑張っています。

高宮正彦（たかみやまさひこ）



昭和六年一〇月二五日京都府生れ
学校　京都府立大学林学科（29卒）
職歴　京都府庁林務課ＳＰ・京北町森林組合長・府森連理事・日本林業同友会副会長・中央森林審議会委員等
小選挙区比例代表並立制の制度が誕生した。思うことは「人間の数の論理」である。

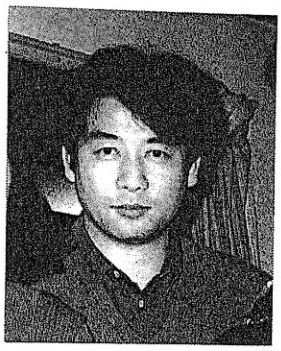
国土の六七％を占める我が国の森林の公益的機能は三九兆円／年と試算されている一方、その守り手対策や高齢化対策は不充分なまま、この先森林は如何なるであろう。木材輸入自由化以来三〇余年をけみした今、林業は気息奄々であり、米のミニマムアクセスと併せ農山村の衰弱は更に加速するであろう。政治が人数の多寡の論理で都市中心に動く限り、森林が案じられてならない。

八木健三（やぎけんぞう）



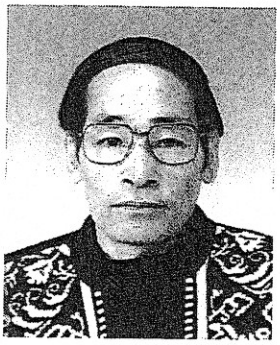
一九一四年長野市生れ
一九三八年東北大理・岩石学科卒業
一九五一年東北大教授（六二―七八）
北大教授　現在　北大・東北大名誉教授　一九八〇～九〇北海道自然保護協会会長
一九九二～現在　日本の森と自然を守る全国連絡会会長
昨年ブラジルの地球サミットにＮＧＯとして参加し、森林問題について各国の人々と討議し、日本の森林問題を国内だけでなく、国際的にとりくむべきことを痛感しました。

山田純（やまだじゅん）



流域の二四団体で構成する『酒匂川流域の水源を守る地域連絡協議会』の事務局代表として多忙な毎日を過ごしています。この流域は、県全域の水源地域でありながら、リゾート化、ハイテク化が進み、また巨大なマテリアルフローを象徴する採石場や廃棄物処分場も次々に開設されています。半永久的で有害ですらある廃棄物を産み出し続ける現代文明とは何か、つくづく考えさせられる昨今です。小田原城内高校箱根分校（定時制）勤続二一年

横山紀昭（よこまやまのりあき）



旧満州国生まれで、幼少時に樹の記憶は殆んどないが引揚後、北海道の山村生活が始まり以来五十年近く樹と付き合っている。特に昭和四十九年、三千坪の雑木林を購入してからは親しくなった。しかしつい最近まで樹とは、燃料か木材としか考えていなかった。が作家芹沢光治良氏、樹医山野忠彦氏の作品によって樹木開眼（少々オーバーか）。昨今足の病気で身動き出来なくなったのを幸いと、四ヵ月間樹木や森林に関する本を読み漁り、少しは語れるようになった。現在首を長くして雪解けを待っている。森に入って樹に聞いてみたいことが山程あるから。

吉沢四郎（よしざわしろう）

一九三一年　茨城県大子の山村に生まれる。一九五〇年大子第一高校林業科卒業。農水省林業試験場勤務。経営部で松島良雄先生の指導を受ける。一九五六年早稲田大学第二文学部（社会学）卒業。一九六九年中央大学商学部専任講師。一九八〇年同教授現在に至る。

山村の社会学的研究に関心があり、主要論文「山村社会の展開と山林労働組合」。共著に「戦後日本の農村調査」「社会学の理論と構造」など。趣味囲碁とテニス。

若狭久男（わかさひさお）

●一九四七年東京生まれ。宇都宮大学農学部林学科卒業。社団法人全国林業改良普及協会出版部長。

●日本の森林の写真を大型カメラで撮り続けている。北は北海道から南は西表島に及ぶ。日本中とはいかないが気長に撮り続けている。

●八年ほど前から、長野県栄村へ田舎通いをし、炭を焼き、畑を借りて百姓をしたり、地元の人々と交流したり、地域問題を一緒に考えたりしている。著書／『木のはなし』（八一年、無尽蔵）

森林の未来を憂えて

――国民森林会議設立趣意書――

日本の風景の象徴である松林が枯れつづけています。近年、台風や豪雪で各地の山林が大きな被害をうけました。また、森林を伐りすぎたため、水資源の不安が強まっています。

一九六〇年代の高度経済成長のもとで、人びとは農山漁村から大量に都市へ流出しました。とくに林業の分野では、戦後大規模に造林を進めたにもかかわらず、その手入れはなおざりにされています。

日本の森林は、いま病んでいます。このままではわが国の文化を育んできた森林・山村はさらに荒廃し、その未来はまことに暗いといわねばなりません。

このような現実を見すごしてよいのでしょうか。いま私たちは、次のような課題の解決を迫られていると思います。

一、二一世紀初頭までには、地球上の森林の二割が失われるといわれています。人類にとって重要な機能をもつ森林に、私たちはどのように活力を与え、守り育てていくべきでしょうか。

一、森林は、林業にかかわる人びとによってこれまで辛うじて支えられてきました。このままでは、その担い手を失う日が近いのではないでしょうか。

一、山村に住み、林業で働いている人びとと、都市に住む人たちとはどのように手をにぎり合えるでしょうか。

一、いまみられる民有林や国有林の危機的状態は、どのようにして克服することができるでしょうか。

一、いま、わが国は、木材需要の七割を外材に依存しています。森林資源の枯渇する中で、開発途上国の森林にどのようにかかわるべきでしょうか。

このような森林をめぐる諸問題の解決は、決して林業関係者だけにゆだねておくべきではありません。美しい国土と緑を子孫に残すために、日本の森林はどうあるべきか、いまこそ国民的合意を高める必要があります。

私たちは、以上のような国民的立場から、将来の森林や林業、山村のあり方を方向づけ、提言としてまとめ、その実現を期したいと思います。このためには、広い視野と長期の展望に基づいた英知の広範な結集がぜひ必要です。

そこで「国民森林会議」を設立し、広く国民・政府に訴えることを決意するに至りました。多くの方々のご賛同とご加入を望んでやまない次第です。

一九八二年一月九日

季刊 国民と森林

1994年春季号
第48号

■発　行　1994年4月1日
■発行責任者　大内　力
■発行所　国民森林会議
〒107東京都港区赤坂1-9-13
TEL 03(3583)2357
振替口座 東京2-70096
■定　価　1,000円（〒共）
（年額 3,000円）